

第十三回 参議院内閣委員会會議録第五十号

昭和二十七年六月二十六日(木曜日)午
前十一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
中川 幸平君
成瀬 幡治君

委員

楠瀬 常緒君
横尾 龍君
楠見 義男君
竹下 豊次君
上條 愛一君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君

國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君
外務大臣 岡崎 勝男君
運輸大臣 村上 義一君
建設大臣 野田 卯一君

政府委員

警察予備隊長 江口見登留君
本部次長 藤生 茂君
官官房文書課長 麻生 茂君
調達庁次長 堀井 啓治君

調達庁長官官房長 辻村 義知君
行政管理政務次官 山口六郎次君
行政管理庁次長 大野木克彦君
行政管理庁 中川 融君
管理部長 佐藤 達夫君
法制意見見長官 高辻 正己君
法制府法制意 見第一局長

法務府法制意 林 修三君
見第二局長 石原幹市郎君
外務政務次官 三宅喜二郎君
外務参事官(外務大 臣官房審議室勤務) 柳澤 米吉君
海上保安庁長官 杉田正三郎君
事務局側 藤田 友作君
常任委員会専門員 友作君
常任委員会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件

○調達庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○保安庁法案(内閣提出、衆議院送付)

○海上公安局法案(内閣提出、衆議院
送付)

○運輸省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○法制局設置法案(内閣提出、衆議院
送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(河井彌八君) これより内閣
委員会を開会いたします。

これまで各案に亘りまして質疑は大
体終了に近付いておられますが、まだ若
干残つた点があると考へます。只今外
務大臣が出席せられましたから、外務
大臣に対する御質疑を願ひますが、議
題は調達庁設置法の一部改正、それか
保安庁法案を議題といたします。申す
までもありませんが、会期などの関係
におきましてできるだけ簡単に御質疑
を願ひたいと思ひます。

○成瀬幡治君 何か大臣が大変お急ぎ
らしいようでございますから、簡単に

一つ要点だけお尋ねしたいと思つので
す。

実は国連軍の駐留と今度の講和條約
との関係におきまして、講和條約の前
文乃至五條の(ウ)項、或いは国連憲章の
第二條などに関連しましてこの国連軍
の駐留をどのようにされるのか、或い
は今話合ひというようになことが一応新
聞に週日出たかに聞いておりますが、
今どんなふうな話が進んでおられるか承
りたいと思ひます。私が承りたい
趣旨は、調達庁が人員整理されたり、
或いは異調達庁というふうなものが陸
止されることが政府原案として出てお
るのですが、私はこの国連軍との関係
が明確にならなければ、若し国連軍が
今後もおるといふようなことになるな
らば、私は異調達庁の廃止というよう
なことは不可能なことであろう、こう
考へる。乃至は二千人の整理が、或い
はその二千人の中から七百名が警察予
備隊のほうへ約四百名の者が行くん
だと言へばそれまでも知れませんが、
けれども、なおそこに一千名の首切りが
出ているわけでありまして、ですからそ
ういふ観点に立つて私はお尋ねするの
でございますから、その趣旨に副つて
一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは国連
軍の駐留は先ず平和條約にもいろいろ
あります。今回の分は吉田・アチ
ソン交換公文によつておるのでありま
す。御承知のように吉田・アチソン交
換公文は、国会の承認も得たものであ

りますが、その中には国連軍の駐留を
認めることになつておる。これによつ
て国連軍は駐留できることになるので
あります。そこである／＼とそれに関
する問題はありますが、元來この行政
協定に基きます米駐留軍の関係にお
きましては私はしばしば申しておつた
のでありますが、これは労務者の関係
においては直接雇用が当然筋道であ
る、筋道であるけれども、言葉の関係
その他がござりまして、組合等で間接雇
用を希望して来ましたので、理論的な
ことに余りこだわらずに働く者の都合
のいいようにするほうがよろしいと考
へまして、それならば間接雇用を先方
に話してみようということに話したの
であります。その結果間接雇用になつ
たのであります。もとより全部ではあ
りません。例えば家におる女中等はこ
れは別問題であります。普通の労働
組合関係の人々は間接雇用ということ
に一応なつたのであります。間接雇
用をいたしますには、労務費という
ようなものがかなり要るのでありま
す。この点もアメリカ側に話をいたし
まして、これは現在正確な数は私見え
ておりませんが、四千何百円か一人当
りにアメリカ側が費用を出してありま
す。この額は将来調整することがあり
ましようが、少くとも相当程度三、四
千円のもの一人当り出すことになり
ます。それがないと、間接雇用とい
はしまして別に予算を作らなければでき
ないわけでありまして、幸いに米駐
留軍に関してはそういう費用を出す

ということになりましたので、間接雇用
の方式をできる限りとるといふこと
にいたしました。併しこれは費用
が出ませんならば、別に予算を取れば
これは別問題でありますけれども、
やろうと思つてもできない。そこで国
連軍におきましては、今のところ筋道
はやはり直接雇用ということではこれ
はアメリカの駐留軍と同じ建前であり
ます。費用が出るか出ないかという問題
によりまして間接雇用ということも理
論的問題は別として、便宜上
やれないこともないのであります。こ
れはとにかく三、四千円の金が要るわ
けでありまして、この金が若し国連軍
のほうで支出困難であるとすれば、こ
れは直接雇用をいたすより仕方がない
のであります。日本の御承知のような
予算の関係からいいますと、これはも
うできるだけ節約して税金を少くする
方向に向わなければならぬのは当然
でありまして、労務者のほうの困難も
いろいろありますけれども、それはそ
れ又別の便宜の方法は講ずるといたし
まして、少くとも予算面にそういう費
用が計上されなければ、間接雇用とい
うのは困難であろう、こう考へてお
るわけでありまして、で、只今も広島
呉地区においていろいろ問題があるこ
とは承知をしております。只今の
ところは特別調達庁から人を派しまし
て実情も調査し、間に立つていろいろ
話合ひの助けもいたしております。ま
だ話合ひが成立したというわけには参
らないのであります。尤も米駐留軍の

問題でも神奈川県の竹山地区におきましては四十八時間働か、四十時間働か、或いはその間の四十四時間で我慢するかということについては多少問題があります。これは雇うほうの都合もありまして、こちらだけの関係でもなか／＼行きますが、我々の希望として又先方にもよく話しておりますのは、少くともこの英艦軍にしろ、アメリカ軍にしろ、ブリーリソング・ウエーを尊重してもらつて、そのブリーリソング・ウエーだけは拂つてもらいたいというつもりでおりますが、これも先方に金がないということになればなか／＼困難な問題かも知れません。併してできるだけそのつもりで努力しようといつておきます。

他方特別調達庁の人員につきまして、これは特別調達庁というのが元來占領軍に対する協力の機関でありまして、占領が終りますれば自然さういふ機関の機構は縮少されるを得ないのであります。又これを他の生産的な活動にこの人たちを向けるということはこれは考えなくちやなりません、何でもかんでも一遍雇つたものは用があつてもなくとも置いておくということ、国民の税金においてその俸給を拂う関係上、私はやるべきことではないと思つております。できるだけ職場の轉換を行なつて失業のないようにいたすことは当然でありますけれども、要らなくなつたもので無理に置くというわけにはいかないだろう、こう考えます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと成瀬君に申しますが、諸君にも申しますが、外務大臣には今急に電話がかかつて来てその電話に出なければならぬといつておりますから、五分くらいちよつとお待ち願ひたいと思ひます。ちよつと速記をとめて。

○委員(河井彌八君) 速記を始め

○松原一彦君 野田行政長官に伺うのですが、今朝の新聞どの新聞を見ましたも自由党の国会対策委員会は会期を六十日延長してと書いとあるところもありません、もつと少いところもありませんが、参議院で議決しないもの若しくは議決しても政府の気に入らないものは衆議院において三分の二の多数を以てこれを修正するといつたやうなふうな記事がどの新聞にも見られるのであります、そういう御決意をなさつたのであるかどうかを公式に一つお答えを願ひたい。

○國務大臣(野田卯一君) 私はそのどういふ決議をしたか、それには直接触れておりませんので、私から責任を以て申上げるといふことは困難かと思ひます。私の聞いております、私が聞きましたところではさういふ趣旨のようでありまして、即ち国会の審議期間が短かいために、政府の提出いたしました重要法案が審議未了に終るといふ虞のある場合には、その必要とする審議期間を延ばしても、会期を延ばしてもその審議期間を作り出すという考えを持つてゐるのだ、さういふことであるか知りませんが、さういふ趣旨の考え方を持つてゐるといふことを私は聞いております。

○松原一彦君 先刻私にもそのことは伺つたのでありますけれども、実はこの内閣委員会は行政機構の改革に

対して二十数案件を抱えて五月の八日から審議に入つて、すでに衆議院で可決して正式に廻されてから後の審議も五月二十八日から始まつてゐるものであります。随分長い間私どもはこれを念を入れて審議をいたしてゐるつもりであります、それにもかかわらず若しこれを修正でもして政府の意思に背くようなものが出れば、それは衆議院において元の通りに原案のように再修正するといふことをお考えになつてゐるものであるとするならば、私は非常に遺憾に思つてゐます。私どもは二院制度というものの立場から見ても、このように一党専制的な数によつて参議院の院議で決定したものを變更することをあらかじめ予定しておかれたいやうなことであつて見るといふと、我々の折角のこの審議が徒勞に帰するのであります。又民主主義の政治といふものは私はさういふものではないと思ふ。各種各様の意見が法律にまで作上げる立法院には責任があるものであります。勿論法として衆議院の決定したことを覆すこともできませんけれども、私はさういふことをばあらかじめ予定して、如何にも威嚇するごとき態度をおとりになることにつきましては、興党である自由党の国会対策委員長がこれを公言せられること

に對しては、政府も同様の御責任があるだろうと思ふ。若しさういふことであるならば、私どもはこの審議に對してもさういふ考えを要しなくちやならないと思ふ。或いはもう一遍今回の行政機構の改革に對する案などはお引取りになつて御再考願つてもよくはない

かと思つて、私は考へてゐるのであります。今日批評は差しさきませんけれども、実は私ども先般来どうもこの法案を審議しても、行政の簡素化という面も出て来なければ、刺員の淘汰もなし、又国民負担の軽減もな

い。人員においては勿論三千五百六十人の減となつております。費用においても約六億七、八千四百万円の減になりませぬけれども、これは全体から見れば誠に微々たるものであります。行政の簡素化とは決して見られないのであります。できる限り私どもは現在の時局並びに国民の負担の大きいこと、官僚陣営が徒らに膨大になること等から見まして、真に簡素化の実を挙げたいと思つて努力いたしておるつもりであります。本法案に對して行政長官は一步も譲らんとしつたやうな御考へでもありませんか。或いは参議院の意思を入れて若干の修正ならば、或る程度においては認めるといつたやうな御考へをお持ちなんでありませぬか、あらかじめ伺つておきたいのであります。

○國務大臣(野田卯一君) 只今の御質問は、私は原案の提出者といつたし、ましては得る限り原案を生かすやうに行つて頂きたいといふことを切望する以外に方法はないと思ひます。私自身といつたし、それから先ほど申されました国会対策委員長の声明で云々といふことであるが、私はその点ははつきりしておらないと思ひます。さういふことをはつきり言われたかどうか知りませんが、先ほど申したやうに審議期間がなくて議案が不成立になるという虞

れがあるならば、審議期間を延ばしても十分審議して頂きたい。さういふ趣旨と私これは直接本人から聞いております。でありますからさういふ趣旨におとりを願ひたいのであります。只今おつしやつたやうなことは私は聞きませぬでした。

○成瀬權治君 只今外務大臣の御答弁のうちに調達庁の縮小のことに関しての御意見がございましたが、これは私は意見が違つたのでございませぬけれども、さういふことは後仕末の問題であるので、これは一つ外務大臣との関係で私は申上げなくて、ほかの行政官庁の関係との問題だと思ひます。やめますが、この労働者の雇用関係のことにつきまして間接雇用と申しますか、間接調達にして頂かなければ、實際問題としまして労働者にも非常に大きいいろいろな問題起りまして非常に難儀でございませぬから、これはどうして私も私は間接雇用にして頂くように、今も努力しておるやうに承つて大變結構だと思ひますが、今後これは努力して頂きたいと思ひます。そこで伺ひたいのは、大体その國連軍の駐留を米軍の駐留と同じケースにおいて解決するやうに大體努力されておると思ひますが、現在それがまだ締結されてないものでございませぬか、どこに問題点があるのか、それについてどのくらいの見通しか、ということとは片一方には九十日という点もございませぬし、いろいろな点もあるかと存じますが、若し経過においてこの点は発表してもいいとかいふやうなことがございませぬら、こが今問題になつてゐるのだといふ点を一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

○委員(河井彌八君) 速記を始め

○松原一彦君 野田行政長官に伺うのですが、今朝の新聞どの新聞を見ましたも自由党の国会対策委員会は会期を六十日延長してと書いとあるところもありません、もつと少いところもありませんが、参議院で議決しないもの若しくは議決しても政府の気に入らないものは衆議院において三分の二の多数を以てこれを修正するといつたやうなふうな記事がどの新聞にも見られるのであります、そういう御決意をなさつたのであるかどうかを公式に一つお答えを願ひたい。

○國務大臣(野田卯一君) 私はそのどういふ決議をしたか、それには直接触れておりませんので、私から責任を以て申上げるといふことは困難かと思ひます。私の聞いております、私が聞きましたところではさういふ趣旨のようでありまして、即ち国会の審議期間が短かいために、政府の提出いたしました重要法案が審議未了に終るといふ虞のある場合には、その必要とする審議期間を延ばしても、会期を延ばしてもその審議期間を作り出すという考えを持つてゐるのだ、さういふことであるか知りませんが、さういふ趣旨の考え方を持つてゐるといふことを私は聞いております。

○松原一彦君 先刻私にもそのことは伺つたのでありますけれども、実はこの内閣委員会は行政機構の改革に

対して二十数案件を抱えて五月の八日から審議に入つて、すでに衆議院で可決して正式に廻されてから後の審議も五月二十八日から始まつてゐるものであります。随分長い間私どもはこれを念を入れて審議をいたしてゐるつもりであります、それにもかかわらず若しこれを修正でもして政府の意思に背くようなものが出れば、それは衆議院において元の通りに原案のように再修正するといふことをお考えになつてゐるものであるとするならば、私は非常に遺憾に思つてゐます。私どもは二院制度というものの立場から見ても、このように一党専制的な数によつて参議院の院議で決定したものを變更することをあらかじめ予定しておかれたいやうなことであつて見るといふと、我々の折角のこの審議が徒

勞に帰するのであります。又民主主義の政治といふものは私はさういふものではないと思ふ。各種各様の意見が法律にまで作上げる立法院には責任があるものであります。勿論法として衆議院の決定したことを覆すこともできませんけれども、私はさういふことをばあらかじめ予定して、如何にも威嚇するごとき態度をおとりになることにつきましては、興党である自由党の国会対策委員長がこれを公言せられること

に對しては、政府も同様の御責任があるだろうと思ふ。若しさういふことであるならば、私どもはこの審議に對してもさういふ考えを要しなくちやならないと思ふ。或いはもう一遍今回の行政機構の改革に對する案などはお引取りになつて御再考願つてもよくはない

かと思つて、私は考へてゐるのであります。今日批評は差しさきませんけれども、実は私ども先般来どうもこの法案を審議しても、行政の簡素化という面も出て来なければ、刺員の淘汰もなし、又国民負担の軽減もな

い。人員においては勿論三千五百六十人の減となつております。費用においても約六億七、八千四百万円の減になりませぬけれども、これは全体から見れば誠に微々たるものであります。行政の簡素化とは決して見られないのであります。できる限り私どもは現在の時局並びに国民の負担の大きいこと、官僚陣営が徒らに膨大になること等から見まして、真に簡素化の実を挙げたいと思つて努力いたしておるつもりであります。本法案に對して行政長官は一步も譲らんとしつたやうな御考へでもありませんか。或いは参議院の意思を入れて若干の修正ならば、或る程度においては認めるといつたやうな御考へをお持ちなんでありませぬか、あらかじめ伺つておきたいのであります。

○國務大臣(野田卯一君) 只今の御質問は、私は原案の提出者といつたし、ましては得る限り原案を生かすやうに行つて頂きたいといふことを切望する以外に方法はないと思ひます。私自身といつたし、それから先ほど申されました国会対策委員長の声明で云々といふことであるが、私はその点ははつきりしておらないと思ひます。さういふことをはつきり言われたかどうか知りませんが、先ほど申したやうに審議期間がなくて議案が不成立になるという虞

れがあるならば、審議期間を延ばしても十分審議して頂きたい。さういふ趣旨と私これは直接本人から聞いております。でありますからさういふ趣旨におとりを願ひたいのであります。只今おつしやつたやうなことは私は聞きませぬでした。

○委員(河井彌八君) 速記を始め

それからもう一点は呉関係におきまして非常にお困る間に治安関係が非常にお困る間に、例えは強盗問題であるとか、或いは暴行事件であるとか、強姦事件であるとかいうようなことが相当数あるやに新聞に出ております。或いはそういうようなことはあなたのほうの手許にも私は報告がなされておると思っています。これは一つは治安関係の問題であるから職権が違ふとはおつしやるかも知れませんが、併し私は外務大臣としてもこの問題については何らかの対策というものは当然講ぜられる、それが私は外務省の任務であると思っております。これに對してどういふような対策を立てておられるか、或いはこれに對してどういふようなことをやつておられるのかというこの二点を伺いたいと思っております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 国連軍との協定は、先方におきましては大体あそこに参加しておりますものは軍隊ということもなく、例えば病院船を出しておるような国もありますが、十四カ国あるのであります。それらの国々の間と相談をいたしまして、それから日本側に話を持つて来るということ、先方において遅延いたしておるといふ状況であります。併しもう下話といひますか、いろいろ研究すべき問題がありますので、話し合い、向うの成案ができていないのは別として、個々の問題について、例えば税金の問題であるとか、或いは公共施設の使用の問題であるとか、いろいろの問題については個々の事項として話し合いは下話としてしております。ずつと続けております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○成瀬權治君 呉の治安関係の問題、御答弁がなかつたのですが、これは又あとで一つ御答弁願います。私は国連軍とアメリカの駐留軍とは実は厳然たる區別がなければいけないと思ひますので、あなたは今多少なる意見があるとおつしやいますが、私はその意見というものが非常に重大なものだと思ひます。實際国連軍はあなたが御指摘になるように朝鮮問題で来ておると思ひます。駐留軍は少なくとも講和條約或いは安保條約に基くところのもので全然別個のものだと思ひます。従つて私は先ほど同じケースで解釈する方針かと言つたのは、私は違つたものでやられるという実は答を期待しておつたのであります。ですからあなたはそれについて多少なる意見があるとおつしやつたが、この点について私は一つもう一度そこを御明確に大臣の御見解が承りたい、こう思つております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

おるのもあり、或いは或る場合にはその軍隊にあると規定しておるものもあつて、そういう点がつきりしておらない点であります。そこで只今のところは国際法及び国際慣習によりましてはつてを律する。そうしてそれで以てはつきりしていない問題について何らかの事件が起つた場合には、その個々の問題について当時国同士、日本と相手国との間で相談して、そして適当な処置を講ずる。これは決して満足すべき状況ではありませぬけれども、併しその毎日々々いろいろな事件が起るといふことでもありませぬので、差当りそうやつておりました、そうして協定を早くやつて、そういうのはつきりしない部分もはつきりいたそう、こう考へております。なお、これは国連軍側の立場であります。これは大体におきまして朝鮮の事案において戦闘をいたしておるのでありますけれども、朝鮮の平和維持ということも取りもなせず日本が安全保障になるのであつて、若し万一、仮に国連軍が撤退して釜山まで共産陣営の支配下に立つということになれば、日本の治安も又従つて紊れるのであつて、日本の治安維持のためにもこれは働いておるのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 国連軍との協定は、先方におきましては大体あそこに参加しておりますものは軍隊ということもなく、例えば病院船を出しておるような国もありますが、十四カ国あるのであります。それらの国々の間と相談をいたしまして、それから日本側に話を持つて来るということ、先方において遅延いたしておるといふ状況であります。併しもう下話といひますか、いろいろ研究すべき問題がありますので、話し合い、向うの成案ができていないのは別として、個々の問題について、例えば税金の問題であるとか、或いは公共施設の使用の問題であるとか、いろいろの問題については個々の事項として話し合いは下話としてしております。ずつと続けております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今言ひ落しましたが、呉地区において大小いろいろありまして、これは占領軍があと片付けをして撤退する間の期日でありまして、これは国連軍の滞在とは別問題でありますから、九十日という期間は国連軍には適用しないのであります。国連軍に對しましては日本の平和條約効力發生の日から吉田、アチソン交換公文によりまして国連軍の駐留を認めておるのでありますから、従ひまして講和発効の日から国連軍の駐留が行われておると御了解願いたいのであります。

にまあ置いてやつておるのだ、従つてそこに區別があるじやないか、こう当然私どもも考へるのでありますが、學者の意見を徴しますと、必ずしもそうでないのであります、頼んで置いた軍隊であらうと、頼まずに来た軍隊であらうと、いやしくも一国の中に外国の軍隊が駐留するという事実から見れば、動機如何は別としても、そういう駐留するという事実から見れば、その間に法的の特権の差はないというのが相当有力なる學者の意見のようであります。が私どもは素人のせい、か、どうもまだその学説には余り心からそうかというふうにもまだ納得の行かない点もありますけれども、学説としてはそういう議論が法的には成立つというところであります、いづれにしましてもそういう点で今後十分意見の交換をいたしまして、要するにこれは国連に対する我々から言えば協力、先方から言えば日本の協力を求めて日本における国連軍の駐留を愉快な、そしてむしろ関係国と日本との親善関係を増進するようにならうと持つて行くのが筋合ひであります、双方においてこれは話し合ひをし、譲るべきことは譲り合つて円満に解決すべきものと考えておるのであります。

○成瀬權治君 これは議論をすればと申しますか、そんなことを言つたらきりがない話であります、これは勿論でございますが、実は私の聞いているのは、あなたが法律家であるか、素人であるか、學者であるか、そんなことは問題でない、或いは学説があるかないか、そのことがいかに悪いかという問題ではない。私は政府の態度、少くとも外務大臣の態度としてどういふ見

解をとつておるかということも明らかにして頂きたい。そのことを私はお願ひし、答弁を求めます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 外務大臣といえども、これは法理的の問題なら、やはり法律専門家の意見を十分に徴しまして、そして自分の納得するようなどころに自分の見解を落しつけなければならぬものであります。法律的に數個の意見があればその中で自分の適當と思ふものをとらなければなりません。併しこういう点につきまして私

は今申しましたのはできるだけ法律的な意見を私心を入れずに取入れまして、そして自分のはつきりした意見を更にきめなければなりません、それは又相手国の考えも十分に聴取しまして、先方に如何なる理由があるか、又先方の言ふことに我々は納得するべき十分なる理由があるかどうか、これも十分聞いてみなければならぬ。それ

でなくして一方的に自分だけこう考へると言つて方針をただきめて、それとて一步も譲らんとするやうな態度では私は少くともならないと考えております。そういうふうな各方面の意見を今聴取しておるところであります。

○波多野鼎君 ちよつと委員長閣連質問ですか、それではどうぞ。

○成瀬權治君 閣連ですか、それではね、主として英露軍でしょうが、連合軍が日本に駐留するといふ問題を、まあ外務大臣は何だか国連協力というよなことから一つの道義的な、或いは政治的な意味でこれを理解しておられるよな説明であつたのですが、英露軍の駐留の問題については又いろいろ

意見があると思ひますが、これは後にいたしまして、調達庁、調達庁は連合軍いわゆる英露軍の役務或は物品などの調達についても関與いたしますか、これを一つ先に。

○國務大臣(岡崎勝男君) ちよつと誤解のないように申し上げますが、私成瀬委員の質問に答へたのは、道義的とかいふ、平和條約關係の理由もありましようけれども、直接には吉田・アチソン交換公文で、国連軍の駐留は現実に認めておる。これは交換公文の国会の承認を得ておりますからそれによつて駐留は行われている、こういう答

弁をいたしました。それから調達庁は法的には或いは行政組織法から言へば国連軍のいろいろの調達に対しては今のところ関與すべき立場にないのであります。併し従来の關係がありまして、又英露軍の一部には實際これは占領軍であつたものが後片付けをするという仕事もある。国連軍としての仕事もある。或る意味では手伝つております。現に人を東京からも派遣いたしましたして労務の問題については斡旋を今のところはいたしております。

○波多野鼎君 後片付けの仕事は、手伝うのは、これは私どもの理解しております。後片付けの仕事でなくともお関與する場合があります、やつておりますか、事実……

○國務大臣(岡崎勝男君) これは関與する建前にはなつておりませんが、従来、従前の關係もありませんからこゝ当分は手伝ひをするといふので、主としてこれは労務關係であります。斡旋等についてはやつておるという状況であります。

○波多野鼎君 それはどういふ法律に基いてやるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは法律的にはすべきことではないのであります。

○波多野鼎君 そつでしよう。

○國務大臣(岡崎勝男君) 併し現地でもつて調達庁の人間が働いております。その後片付け等の問題でそこで労務の問題がありますから、今までの關係上口をきいてやつたりなんか手伝うといふことを事実やつております。

○波多野鼎君 そつで後片付けの問題は別なんです。それは問題にしません、それ以外の仕事で調達庁が関與するならば、何か日本の法律がなければ関與できないと思つておるのです。そこで調達庁設置法などを見ておると、これは條約に基いて日本に駐留する外国軍隊の調達に関與する、こういうことになつておるんですね、はつきり……

そこで先ほどから議論になつておる吉田・アチソン交換公文と申しますか、これが仮に條約であるといふ見解にたつて、この調達庁が後片付け以外の仕事についても関與することは可能であるかのごとくまあ理解できるのですけれどもね。吉田・アチソン交換公文なるものが條約であるかどうかこれ又一つの問題です。そこで先ほどから大分議論になつておる連合国軍が日本に駐留する法的な根拠といつたよなものは、吉田・アチソン交換公文以外にないのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) あの交換公文だけでは……

○波多野鼎君 あの交換公文だけでは……

○國務大臣(岡崎勝男君) ……

○國務大臣(岡崎勝男君) 無論広義の條約と思つております。

○波多野鼎君 そしてこれは先ほどから何度も言つておられますが、国会の承認を経たといふことをしきりに言つておられますが、この前行政協定を取扱つた場合に、我々の立場では行政協定も広義の條約であるから国会の議決を経なければならぬといふ立場を強く出してゐる。ところが政府のほうでは国会の承認を求めるといふこととどつとつばねて来られたわけでありませんが、今吉田・アチソン書簡なるものは、これは條約であるといふことと而も国会の承認を経るといふことを特に力説されますから、この辺の非常に政府の立場において矛盾があるのではないかと感じますがどうなのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) それは條約であるといふのは、まあ広義の條約であるといふのは、普通條約といふものは條約と書いてあります。或いは協定と書いてあります。これは交換公文になつてゐる。従つて交換公文であつて條約と書いてありません。併し中には国と国との約束が入つてゐるわけですから、従つて我々は国会の承認を得るものとして国会に平和條約と同時に提出した。行政協定のほうはまあいつもの議論であります、第三條で行政協定を作つてよろしいといふことになつておるから、あれがなければ行政協定も国会に提出すべきである。従つて今度の国連軍との協定ができませんれば、これは第三條のような委任規定といひますか、そういうものは、ごいませんから、やはり国会の承認を得るべきもの

○國務大臣(岡崎勝男君) ……

○波多野鼎君 ……

○國務大臣(岡崎勝男君) ……

○波多野鼎君 ……

○國務大臣(岡崎勝男君) ……

○波多野鼎君 ……

○國務大臣(岡崎勝男君) ……

○波多野鼎君 ……

○波多野野郎 最後に念を押しておきますが、連合軍の後片付けの仕事はこれは別問題として、それ以外の物品並びに労務の調達について調達庁が関与してよろしいという法的根拠がないというふうな理解してよろしいのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 調達庁側には今指摘されたように規定がありまして、できる建前になっております。なつておりますが、協定ができてこの仕事は調達庁がやるんだということがはつきりきまらなければ、英露軍との間に法的関係ができていない。従つてその協定ができるまでは日本側ではやつてもよろしい。併し英露軍との間の法的関係は成立していません。ですから事実上の行為が認めれば、それは実際上有効になる。

○波多野野郎 事実上の行為を我々が認めるかどうかが一問題だと思ふ、……国会がですね。調達庁が法的な根拠があれば別ですけれども、ない仕事をやるということは、我々がこれを認めるかどうか我々の問題だと私は思ふ。

○國務大臣(岡崎勝男君) 調達庁としては條約で定めた外国軍の駐屯については仕事をすることになつておりますから、国内法的には私は調達庁はそういう権限を與えられておると考えます。

○波多野野郎 そうですねと調達庁設置法の第七條の第十六項ですか、これなどははつきり「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定第十八條に基く請求の処理に関する事」その他ずつと出ておりますが、すべてこれは日米安全保障條

約並びにそれに基づく行政協定、これに關連する仕事を調達庁はやるということになつておつて、英露軍といつたようなものには仮に吉田・アチソン書簡なるものが條約的な効果を持つていても、調達庁が英露軍の仕事に積極的に関與する法的根拠は私はないように思ひますがね。

○栗栖越夫君 議事進行について。この問題はこの間調達庁の説明のとき私はあらかじめ聞いておるので、説明は逆の答弁をしておられますが、政府で一応お調べになつて午後にも答えてもらわないとその場ではないかと思ふのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私も少し出過ぎて……。これは私の所管事項じゃないのです。答弁が間違つておるかも知れません。これは所管大臣からはつきりした答弁をしたいと思ひます。今のは取消して頂きます。

○成瀬精治君 実は私も少し外れたことを思つておりますから、この国連軍との……。これは外務委員会の問題かも知れませんが私もこれはやめませう。併しこの調達庁の問題については、一つ外務大臣も私は無関係じゃないと思ひますから、特調とよく打合せをして、私は政府の一本御説明を伺いたいと思ひます。

○波多野野郎 僕の質問に対して答弁は岡崎外務大臣取消しましたのですが、これは取消すなら取消でいいのですが、問題はそれで解決したわけじゃないのですから、質問は留保したことにしておきます。

○松原一彦君 私は野田長官に質問中に打ち切られましたが、念のためにもう

少し続けたいと思ひます。よろしくございますか。

○委員(長河井彌八君) よろしくございます。

○松原一彦君 外務大臣にお尋ねするのですけれども、一口伺つておきたいのは、重大なる法案の審議を時間切れによつて打ち切られることは遺憾であるから、そういう点を考慮して六十日間延期しても、これは強硬に法案の成立を図るという意思であると、かように私は承つたのであります。この行政の機構の整備に關する私どもの担当しておる法案にもさうなお考えをお持ちなんですか。或いはこの法案は別でございましょうか。若しこの法案の審議が遅れば更に国会を延長して、そうして成立に對してどこまでも御努力になるという御意思でしようか。その点を伺つておかなければ、今後の審議の上に我々の考えがきまらないのであります。念のため伺ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 私初めから断つておるように、私の関與したことはないので、国会対策委員会ではつたことではないかと思ふのです。

○松原一彦君 政府の肚を伺ひたい。

○國務大臣(野田卯一君) 政府ではこの問題に直接相談があつたわけではございませぬ。閣議でこの問題が問題になつたこともないので、私は念のため新聞に出ているという話がありましたが、国会対策委員長に何か相談されたそうだが、どういふことですかという趣旨を聞いたわけですが、そのことだけを御紹介したわけですが、私自身或いは政府がこれに關與しておるわけ

ではない、その点を誤解のないように願ひます。

○松原一彦君 それから重ねて伺つて終りにいたしたいと思ふのであります。実は私も保安庁法案などに対してはまだまだ非常に疑義がある。現に今日伺ひるのはその一つであります。それで一生懸命私どもは審議には盡しておるつもりです。そうして予定も組んでできる限りこの期間内にこれを終了したいというので、委員長の御苦心もあつていろいろ御相談申上げておるのであります。若しこれが遅れるといつたような場合には、この法案につきましても政府はどこまでも成立を図るために更に国会の延長をお図りになる御意思が御座りますか。承つておきますと少し困ることがある。

○國務大臣(野田卯一君) そうすると、私も一つはつきりしておきたいのですが、今のは国会対策委員長がどう言つたかといふことは論外にして頂きます。政府の氣持はどうかと、こういうことではございませぬ、議会は延長するかどうかといふことはまだ何にも政府としては議論をいたしておらないわけでありませぬ。ただ政府としてはできるだけ重要法案をこの会期で通したいという程度のことだけは政府の意思としておつておると思ひます。通して頂きたいといふ考えを持つておるのでありますといふことだけはつきり申上げておきます。

○松原一彦君 それはもう伺わなくても当然のことと思ふのでありますけれども、政府と一体である與党があいりうような意思表示をせられたところを見ますといふと、私どもには更に四回目の延長があるといふことを予想せしめるのであります。三回の延長すらもあんな紛糾を來したのであります。四回の延長がどういふことになるか知りませぬけれども、これを強硬にお延ばしになるといふことならば、実は私どももつと念を入れて審議したい。少し急いでおるのであります。もつと念を入れて、了解するところまですべつた問題に互つて行きたいのであります。政府は今このところでは国会を延長するといふ御意思はお持ちにならんと心得てよろしくございませぬか。

○國務大臣(野田卯一君) その辺のところはまだ閣議でもはつきりしておりませぬし、閣僚間においてもはつきりしたことは話合つたことではないのであります。でありますから政府の意思はどうだといふことは私としても申上げかねる状態でありませぬ。ただ先ほど申上げましたように重要法案を是非通したい、通して頂きたいと、こういう願ひを持つておる、そういう考えを持つておるといふことだけ、これははつきりしております。

○松原一彦君 如何にも参議院の審議を威嚇するがごとく與党のああいふ表現は、私は今後政府の側においてもお慎みを願ひたい。全く我々は威嚇せられておるようでありませぬ。我々は意慢の覚えはない。真剣に慎重に審議をいたしておるのであります。我々は國民に対する責任が御座りますからやつております。今後さうな威嚇的なことはどうぞ一つ與党の側とも御相談の上でおよしを願ひたいといふことだけ申上げておきます。

○松原一彦君 外務大臣にお尋ね申上げたのであ

りますが、私は武器貸與の問題に對しまして先般衆議院通告申上げておるのでありますが、私どもにはもう新聞以外には資料がございませんで新聞によつてお尋ね申上げますが、去る十八日付の朝日新聞によりますと、「米下院軍事委員会は十七日、日本にフリゲート艦十八隻、小型上陸用舟艇五十隻を貸與する法案を可決、これを下院本会議に送付した」とあつて、更に「米下院軍事委員会でエンライト大佐は海軍省を代表してつぎのように証言した」ということが載つております。これが米国の武器貸與法によつてどういふうになつたのでありましようか。下院でもすでにこれを可決してこちらに通告して參つておるのでございませうか。その成行を伺いたいのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) こちらにはまだ何にも通告を受けておりません。私は記憶がはつきりいたしておりませんが、まだ法案としては成立してないのじやないかと思つております。

○松原一彦君 その武器貸與という、武器と言つてもここでは軍艦でありますが、この軍艦の貸與に關しましてはかように書いてあります。日本は東京付近の海軍基地に現在ある米海軍のフリゲート艦十隻の貸與方を要請してきてが米海軍省は日本がより多くの艦艇を必要とする場合を考慮して八隻余分に貸與することとした、かようにございませうが、この要請したのはどなたが御要請になつたのでしやうか、その責任者はどなたでしやうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは恐らく海上保安庁の所管でありますから、話し合ひをしたとすれば、海上保安庁の關係者が話し合ひしたかも知れませうが、いずれにしても私の下話という程度で、仮にあつたとしても程度だろうと思ひます。と申しますのは、まだ閣議にも提出されておられませんし、又海上保安庁担当の大臣からもそういう話は聞いておりません。

○松原一彦君 それは実に驚き入つたお答えでございまして、いやしくも外国の軍艦を借りるといふのに外務大臣が御承知でなく閣議も知らん、海上保安庁が私的にアメリカと取引をして一体いふものでございませうか。外務大臣としては一体どういふお考えなのでしやうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは正式の場合、話がまとまる前には、無論閣議にも提出されませう。そうして閣議で決定をいたすのでありますが、併しその前にいふ／＼意見の交換等をしてたすことは、これは關係省としてやつても一向差支えないことだと私は考へております。

○松原一彦君 下話なら幾らしてもよろしいといふことでありますが、下話ではなくして現にアメリカの武器を借りておるその数量等についても伺いたいのでありますが、それは昨日石原外務政務次官も、さつきおみえのようでしたが、昨晩の夕刊によりまするといふと、外務政務次官は「艦船の貸與は現在のところ、海上保安庁と米軍との私法上の契約にしようといふことで話合つておる」と申しますといふと、將來これは閣議では御承知でない私法上の貸借といふことになるのでありませうか。これを伺ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは昨日夕刊に出ましたので、それは何か有償であるといふような論議があつたように記憶しておりますが、政務次官に聞きましたところが、何かこれは誤解のようでありまして、何もそいふようなことにきまつたことは全然ないようでありまして、従つて今私の申したことが正確でありまして、要するにまだ具体的話ではないのであります。

○松原一彦君 併しこれは誰かにいい加減にお話になつたのではなくして、衆議院外務委員会でも山本利壽氏の質問に對するお答えでありますから、多分速記に載つておることだと思ひます。若し有償になるのであるといふことでは、これはその有償に對する予算は一体どこから出るものでしやうか。先般大橋國務大臣に伺つたところによりますと多分無償であるといふことであつたのでありませう。それはエンライト大佐が海軍省を代表した話といふものの中に「これら費用を日本は支拂ふ必要はない」と、こゝ書いてあります。一方に外務省筋からは有償であらうといふことにならなうか。その時分にも私は伺つたのでありますが、一体大變な費用のかかる、改装費用だけでも一千八百五十万ドルを要するといふこと、さういふに非常な巨額な改装費並びに減価もありませう、損壞する場合におけるこれの弁償といつたやうなこともなくてはならんでありませうか、こゝいふやうな大きな価額のもの、而も危険なもの日本が借受けることが私的に行われるといふことに私は非常な疑いを持つのであります。一体今後これは續くことと思ひますが、外務大臣も御承知な私的に海上保安庁等がこゝいふものを借受けて一体その予算はどこから出すのでしやうか。更に又そいふやうな外国との間の貸借關係につきましては、財政法等によつて法的根拠がなくちやならんと思ひます。その法的根拠はどこにお取りになるおつもりでありませうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 先ほど申した通り、政務次官は何かの誤解であつたと思ひます。従つて衆議院で答弁しましたも速記を調べて間違ひであれば政務次官は取消すであらうと思ひます。或いは訂正するであらうと思ひます。従ひましてその夕刊に出たことは速記録を調べた上適當な訂正等を行うものと御了承願ひます。

○松原一彦君 了承いたしました。併し私もそればかりではどうにも腑に落ちないのでありまして、アメリカの武器貸與法によりますといふと、日本のような自衛軍隊を持たないところに貸されたいはずだと私は心得ている。然るに貸されたいから貸さないなら話がわかりませんが、貸されたいから何か私的に誰かとの取引をやつていふといつたやうなふうの感じがしてないでないのであります。現に警察予備隊の借受けている短銃、機関銃、バズーカ砲等もこれは私的な取引だといふやうにこの間御説明があつたのでありますが、そいふことは外務大臣は一体全くお知りにならないのでしやうかどうなんでしやうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 警察予備隊の武器等は占領中に貸與を受けたのであります。これは貸與といふよりも、むしろ米軍が管理している武器を必要に応じて使用するといふことであつて、今までのところは管理の責任もアメリカ側にある。それを一時使用するといふことであつたと了解しております。

これは併し結局一時の便法でありまして、將來は何らかの形で貸與すべき場合には、借受ける場合には借受けるやうにちやんとした話し合ひをする必要があるのであらうと考へております。

○松原一彦君 いやしくも独立したる国の警察隊、若くは今回生れますところの国防軍的存在である保安隊等が今後治安維持のために持つ武器がさうないまいなものであるといふことは私は許されんとするのです。いやしくも国防の第一線に立つ者がさうなまあ得体の知れんといふ言葉はおかしうございませうけれども、大部分はどう借したのかわからんといふやうなことは、我々も頗る不安であります。武器なんといふものには對しましては、なか／＼国内ではむずかしい取締りの下にあるのでありますが、一体外務大臣は將來これに對してはどういふ契約をおやりになる御予定でありますしやうか。内閣も必ずそれに対しては、一定の御所見があつてのことと思ひますが、それを伺いたいのであります。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは予備隊なら予備隊の担当大臣、或いは海上保安庁の担当大臣の意見をよく聞きまして間違ひのないやうな方法を講ずるつもりであります。

○松原一彦君 併しその間違ひのないやうな方法をとりませう場合の交渉の當事者は、やはり外務大臣ではないのでしやうか。この点如何でしやうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) それはそのときの話し合ひの工合によりまして、正式に外務大臣といふ場合もありませうし、所官庁間の話し合ひということもあり得るのでありまして、まだそい

う具体的なところまで行っていないと私は了解しております。いざれそういふ点ははつきりいたすだろうと考えております。

○松原一彦君 重ねて伺いますが、日本の現在の平和憲法の下において外務大臣が外国から軍艦を借りるといつたようなことが可能かどうか、ご意見を伺います。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは私は軍艦と、前には軍艦かも知れませんが、軍艦の一部かも知れませんが、海上保安庁が仮に借受けるという場合には、海上保安庁の目的に合うように無論改装したされるものと考えます。従いまして海上保安庁の法律に許される範囲の程度の船を持つことになるものと私は了解いたしております。

○松原一彦君 これは先般も出た問題でありますけれども、今度のフリゲート艦というものは、千五百トンであつて三インチ半の砲が二門据わつており、そのほかの小さいものも据わつております。これを如何に改装したところで、軍艦ではないはずはない。現に海軍省の保管しているところのものであつて、海軍省が武器として、軍艦としてこれは貸しているのだと思つては、それは悪いとかいいとかいふのじやなく、今の日本に必要であるとかないとかいふのは別ですから、日本の現行憲法下において、公式に一体借受ける何か基本的な法律があるのか、よりどころがあるのかを伺つておきます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはもう軍艦の定義となると、何といひますか、なか／＼むずかしいと思ひます。

昔ならば例えば木の船でも軍艦だつた場合がありましようし、この頃は例えば飛行機が飛ばなければ軍艦たる資格がないとか、いろ／＼議論がありましよう。併し海上保安庁が借受ける場合には、前身為何であらうとも、海上保安庁の任務に必要なものとしての装備をいたしたものを借受けるのであつて、それは差支えないと思ひます。現に大砲を持つておつしやいます。海上保安庁の船にも或る程度の武装はいたしてあります。これは海上等の関係もありませんので、必要の範囲の武装はいたしてありますものと私は了解しております。

○松原一彦君 これはまあ程度の問題であります。どこまでが軍艦であり、どこまでが軍艦でないかは、いわゆる平地と山と、裾野がどこまでかたないのではありませんが、戦力であることには私は間違いない。たとえ小さくてもこれは戦力であり、戦力を保持することのできないといふことは、政府はたゞ／＼日本憲法下においては許されていないといふことは言明しておられる。かような戦力であるものをたとえ小さくても、或る新聞には六十八隻の海軍の艦艇を持つて日本は東洋でも一番確かな海軍を持つておられるとまで書いてあります。客観的に言えれば私はそれが本当だと思ふ。必要のあるなしといふことよりも、私はやはり法のよりどころをお尋ねしてありますので、それは軍艦でないかも知れませんが、軍艦でないものとしてこれを日本の側が受入れることに對しまして、外務大臣、何かその法の上の正当性をお認めでしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私は戦力と云ふことについては意見を異にいたしてはおりまして、予備隊においても或る程度の武装をいたしてあります。併しこれも国内治安維持のためでありまして、憲法に言ふ戦力ではないと政府は固く信じております。海上保安庁につきましても、或る程度の武装をした船は現在もありませんので、この船が足りませんので、建造する計画もあるように聞いておりますが、併し急ぐ場合であり、早くそういう船を必要とするために、まあこれは話合ひができればいいかとは別といたしまして、アメリカなりどこから、かかる必要の範囲の船を借りるということにつきましても、これは私は差支えないものと考えております。買つても差支えない、借りても差支えない、こう思つております。

○松原一彦君 れじや外務大臣に伺ひますが、吉田首相はあなたも御了解になつておられる通りに、国防力の漸増といふことを約束しておいでになる。国防力の漸増といふものの実現がこれではないのでしようか、如何ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは見る人によりまして、あれは約束してあるといふふうにおとりになつてもまあ同じようなことかも知れませんが、條約の上では期待するといふことになつておられます。米國が期待をいたしてはいるのであります。で、やるかやらないか、できるかできないか、これは別問題と私は考えております。

○松原一彦君 期待することをばこちらが承認しての相互間のこれは約束であります。期待は背かないようにすることが道義であると思ひますが、それ

にしましても期待を対しまして、警察予備隊がすでに保安隊となつて海陸共に警備の力を漸増しつつある。殊に日本の計画は今年度はフリゲート艦十隻といふことであつたと私は思ふ。これは大橋國務大臣も言つておられますが、然るにアメリカの側ではまだ要るであろうからといふので八隻を添えて貸してくれてはいる。誠に好意とは思われませんが、私はその日本の国防計画といつたようなものが、如何にも他動的に作られておられる感じがしてならん。独立国の国防計画を独立国がやることについては私は当然だと思ひます。それにしましても今ここでこの先方から発表した言葉から言ひましても、日本がより多くの艦艇を必要とする場合を考慮して、八隻分を余分に貸與することにいたしましたようなことに對しましては、これはあなたも直接の御責任ではありますまいけれども、私は国防力漸増に對する先方のこれは期待から来たものだろうと思ふのです。そういう意味におきまして私は国防力となれば、当然これは戦力、戦力でない国防力といふものはあり得ないと思ふ。こういうことには對しまして私は憲法上非常に疑義がある。この点を明らかにしなければ、どうしてもこの保安庁法案といふものの審議が進まないものであります。さような意味において私はお尋ねしておるのであります。これが漸増せられるといふことになりましよう、外務大臣は外務大臣としての御責任からも、今後の武器の取引については私は相当のお考えがあるだらうと思ふ。どういふ態度を以て今後の武器の取引に御関與になるかを、この際はつきり伺つておきたいと思ふのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) 松原委員は国防力といふことを言われましたが、そのアメリカの人が何と言つたかはこれは別問題であります。政府としての考えは、これは海上保安庁の規定されている範囲内で必要とするものを借りるのであります。その話合ひはまだ具体的に行つておられませんと私は了解しております。又何隻か殖やすといふことも私はまださういふことは聞いておられません。将来に向つての方針と申しますのは、これは担当の責任大臣の意見もよく聞きまして、誤りのないようになつたすよりほかはないと私は考えたいと思ひます。

○松原一彦君 これはもう外務大臣にこれからのことをお尋ねしまして、これは御所管が違ひますから申し上げませんが、最近に出ますところのものにはいろいろ／＼さういふようなものが多いのです。例えば八隻のフリゲート艦に對しましては二千名以上の乗組員の必要があるからして、二千名の増員の予算的措置もなければならんといふようなことも出ておられます。これは大橋さんは本年度にさういふ計画はないといふことを固く否認せられておられますが、私は必ずさうなるであらうと思はれる節がある。又今度の保安隊におきましても、昨年大、中、少佐まで幹部として旧軍人を採用したけれども、今回はアメリカ側の希望によつて大佐級、つまり部隊長を十人だけ更に採用することになつたといふ記事も最近現われて参つておられます。さういふことを見ますといふと、如何にも日本の国防計画若しくは治安維持の方法が独自の、日本の独立国としての立場から

考えられないで、常に他から動かされておるといふような感じがしてならぬのであります。顯著なるこれが事実であるとするといふと、国民は非常に不安を感じる。国防力を増大することが不安であるかいかは別問題として、国会も知らない、国民も知らない、外務大臣も御覽にならないうちに、規定以上の武器がどしどし入つて来る。乗組員が足らん、あつて予算を増加して乗組員の訓練を始めるといつたようなことは、どう考えてもこれは独立国の態度ではない。私どもはかような不安を持ちますがために、今回の保安庁の審議に対しても実は念を入れておるのであります。かようなことを申し上げますといふと意見になりますけれども、私が外務大臣、つまり日米関係においても一番重大なる立場にお立ちになつて、かような方面に御覽にならないはずはない外務大臣に対してその責任上の御所見を伺つたのであります。外務大臣の今までのお答えでは私は殆んど要領を得ません。いずれ改めて機会を得て更に質問をいたしたいと思ひます。

○成瀬權治君 松原委員の御質問に關連するわけですが、最初に石原さんがお見えになつておるようですが、実は昨日あなたが衆議院において答弁されたことがいろいろ新聞に出てここで問題になつたわけですが、そのお述べになつたことが間違つておるのか、その点だけ一つ明らかにお願いしたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 昨日衆議院の外務委員会におきまして艦船の問題が出たのであります。私その当時

若干考え違ひをいたしておりました。ただこの問題は只今まで話し合ひが行われておるようである。それで私が申し上げましたことは、話し合ひが行われておるようである、その形は何と言いまするか、一種の私法上の契約のような形になるのではないだろうか、重ねて更に質問がございまして、これは無償か有償か、どういふ質問がございまして、恐らく有償ではないかと、このことを申し上げたのであります。それがちよつとほかの問題と私が外務当局で調べたことが混線しておりましたが、先ほど大臣からいろいろ申し上げられましたことが正しいことでありませう。衆議院において更に質問があれば私はさうに直したいと考えております。

○成瀬權治君 石原政務次官にもう一点お尋ねいたしますが、これはあなたが調べたといふことは報告を受けておられるのか、あなたが積極的にお調べになつたことなんでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) 昨日衆議院においていろいろ話が出るかも知れないといふようなことがございましたので、係を通じて電話で調べたのであります。その回答がさういふことであつた。而もそれはその回答が若干問題を取違へておりました。さういふ答弁要旨が出て来たのであります。これはいろいろ誤解からさういふ答弁になつたといふことを重ねて申し上げておきます。

○成瀬權治君 この問題については、私も非常に疑点があるのですけれども、何か上條委員のほうからもあるからといふようなことを聞きましてからやめます。

○政府委員(石原幹市郎君) 昨日衆議院の外務委員会におきまして艦船の問題が出たのであります。私その当時

次に松原委員のことに關連して外務大臣にお尋ねしますが、政府は国防力の漸増といふことについて條約は期待しておる。さうしてそれを我々は承認した。政府はこの国防力の漸増といふことについて努力するの、やらぬのか、そこを一つ明確にして頂きたいと思ひます。これは国際的の信義の問題だと私は思ひますから、一つ明確に御答弁を願ひたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 無論この條約に書いてあるくらいですからやるのであります。やるのであります。現在経済上その他の關係があつてなかなかできない。そこでいつやるかといふことは書いてないのであります。いろいろの事情が許すときにはやりませうけれども、それはいつになるのか、まだ将来のことですが、やるといふ決心はいたしております。

○成瀬權治君 あなたはその決心云々といふことですが、さういふ約束をされたこと、又憲法の解釈と又根本から見て事面倒になるわけですが、どうも私はさういふような点に非常に誤謬といふか、疑惑をもつようなものが出て来るのじやないかと思ひますが、もう少し、今やらないのだ、併し将来はやるのだといふ点であります。将来若しおやりになるならば、憲法は少くとも私は改正をしなければならぬと思ひますが、その点についてはどういふようにお考えになりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは将来のことでありまして、どういふふうにやるかにつきましては國民の意向も無論確かめなければなりません。國民の大多数が憲法を改正してやると言へば、やらざるを得ないでありませうが、

○成瀬權治君 多数が憲法を改正しなくて、その憲法の許す範囲でやると言へば、その範囲でやることになりませう。これは一に将来の問題であります。

○成瀬權治君 これは議論になりますから……あなたも國民云々とおつしやるが、私は政府の態度と申します。か、さういふものを聞いておるわけですが、この点はやめまして、次に外敵の侵入を防ぐために戦うといふようなことを盛んに……まあこの保安庁の問題につきまして、大橋さんも、それから吉田総理大臣の答弁にもありましたが、少くとも現下の情勢下におきまして、外敵が侵入して来た、そして防ぐために戦うといふことは是非は別といたしまして、私は現状下におきましては、少くとも駐留軍との共同行動をとらなければならぬようなことになると思ひます。その場合にこの改正されまますところの保安庁の指揮命令系統と申しますか、駐留軍との關係におけるその指揮命令系統についてはどうなるのかといふ点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは私の所管ではないと思ひますが、指揮命令系統は無論日本側にあるのであります。ただ駐留軍と密接な連絡をとる必要がある場合には、無論これはとらなければならぬ。そこで行政協定にも万一の場合には而も政府間によく協議をするといふことが書いてあります。どういふことになるかはそのとき、場合にもよります。そのときの事情にもよりますから、今こうなるのだといふふうには申し上げられないと思ひます。

○成瀬權治君 そうしたらこれは合同

委員会がございませう。大体そこにおいて種々協議されて、そして結論が出されると、さういふふうに解釈してよろしうございませうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは当時、外務委員会でありませうから、御承知ないかも知れませんが、非常に詳細に研究されて、速記録に載つております。合同委員会は主として施設及び区域の問題その他兩國間のいろいろの協定を要する問題についての協定をいたしておりました。万一非常事態が起つたような場合の話し合ひは、それは当該兩國政府間でやるといふふうに行政協定で書いてあります。

○上條愛一君 時間がありませうので、簡単に關連質問を申し上げたいのですが、最初に海上保安庁の政府委員にお尋ねいたしますが、千五百トン級の十隻、二百五十トン級の五十隻の船のうち、只今横須賀に受取つておられる船の数は幾隻ありますか。

○政府委員(柳澤米吉君) 現在まだ何らの具體的の取極めができておりませぬ。受取つておる船舶はございませぬ。ただ我々のほうにいたしましては、貸與されるだらうと思はれる船舶が横須賀の軍港に、大きい船舶、大体二隻、それから小さい船舶が二隻、二隻、それを基本にいたしまして訓練を始めておりますが、この訓練の間々にこれを实地に見せて行くといふわけがございませぬ。

○上條愛一君 この前海上保安庁の設置法が出ましたときに、我々は保安庁の設置の問題がすでに新聞紙上等にありましたので、若し保安庁という機構の設置が提出されるならば、海上保安隊の問題もこの保安庁の性格等と脱み

○成瀬權治君 そうしたらこれは合同

合せて考慮したいということをお我々主張いたしましたときに、政府当局の主張いたしましたことは、なぜ海上警備隊の設置を急ぐかという、すでに千五百トン級十隻、二百五十トン級五十隻を借入れるということが既定してあるのみならず、すでに船が到着するにからして、これは七月一日以後の保安庁の設置法とは時間的に待てない。だから早急にこれは、海上警備隊の問題は決定してもらわなければならないということをお極力主張されたのであります。また船は一隻も届いておらんという現状でありますか。

○大府委員(柳澤米吉君) 先ほどお話し上げた通り、現在大型船二隻、小さい船が二隻、これを我々のほうで横須賀にありますが、これを使用しておるといふ程度であります。受取るのはまだ正式には受取っておりません。

○上備委員(一君) そうすると、それは仮に借りておるといふ状態ですか。

○政府委員(柳澤米吉君) まだときどき使われておるといふ程度、現在早急に借入れんでも、何とか使用できるような方法をとりたいたいと考えております。

○上備委員(一君) それでは、前国会における我々が承わった政府当局の言明とは、甚だしく食い違つておると我々は考えるので、我々はそういうことなしに、この前の国会において海上保安庁の設置法が出ましたときに、そのよ

うなあいまいなことではなかつた。すでに千五百トン級十隻と、二百五十トン級五十隻は、もはや確定しておる。借りることが確定しておつて、すでにもう到着しつつかある。だからして、この海上警備隊の問題は焦眉の急である

という説明に基いて、我々は海上保安庁の設置法を承認したわけでありませう。

それはまあそれといたしまして、私の次に承わりたい点は、すでに二隻ずつ使用されておるのに、何らこれに対する貸與の契約なしにやられておるかどうかということをお承わります。

○政府委員(柳澤米吉君) 第一の先般申し上げました海上保安庁法一部改正のときに申し上げました計画が、逐次遅れて来ておるといふことはたしかであります。当時において、船舶が相当早くこちらに到着する予定であつたので

す。併しこれはどういふ事情か知りませんが、このことと合せたのかも知れませんが、大体そういうことに合うようにやつて来ております。なお乗員の募集を他の御承知の通り今回やりまして近く入つて来るわけでありまして、これを陸上においてお訓練するといふような状態になつております。従いまし

て船舶が来て、契約ができますれば、逐次乗り得るような態勢になつております。従いまして先般の法を我々通して頂きまして直後募集いたしましたし、これを訓練して乗せるといふ態勢を努めておるわけでありませう。なお現在まだ契約してないかというお話でございますが、現在まだ契約はしておりませ

ん。

○上備委員(一君) 次に承わりたいのは、すでにこの前の海上保安庁の設置の場合に、千五百トン級十隻と、二百五十トン級五十隻は、もう明瞭に借受けるということが決定しておる。而もその船は到着しつつかある。だから海上保安庁の設置法を急いでもらいたいという

ことが、政府当局の言明であつた、それが今日まだ届いておらんということ、は、アメリカの事情によつて届いておらんのか、こちらがまだ準備できないというので、日本政府の方面からの要請に基いて届いておらんのか、その辺の事情をお承わりたい。

○府政委員(柳澤米吉君) この問題に關しましては、我々のほうの当局といひましては、先般の御審議を頂きましては、先般千五百トン級十隻、二百五十トンから三百トン級が五十隻、これは大体向うの了解を得られたと考へまして、予算審議において確定して頂いたのであります。これに伴ひまして、直ちにこれに對する乗員の準備、それから受取方の手配をせしめな

らなうといふこととアメリカ側と折衝をしており、こちら側の法通過と共に直ちに募集をいたしまして、第一期約三千というものを募集しておるわけでありませう。御承知の通りに予算審議のときにおきまして、予算面におきまして人間の募集の數にいたしましては、各月毎に割つておるわけでありませう。この計画で年度一ぱいで六十隻が全部手に入るという予定を以て組んでおるわけでありませう。この予定に従つて向う側と打合せしまして、人員が募集できたときにはこちらにそういう船舶が入るような手配をしておるわけでありませう。

○上備委員(一君) もう一点承わりたいのは、すでに十隻と五十隻を借入れるということを決定したと言つたのか、政府の閣議その他に於いてこの点が決定せられた上でお向うのそのような取極めをいたしましたのか、その点を承わりたい。

○政府委員(柳澤米吉君) 私といたしましては担当大臣の運輸大臣に申し上げました。運輸大臣の許可を受けましてそういう交渉をしておるわけでありませう。

○上備委員(一君) 運輸大臣がおらんので承わりたいのですが運輸大臣がそのような許可を與えたのか。これは無論日本政府の閣議の決定を経たものと考へてよろしいと思ひますか。

○政府委員(柳澤米吉君) これは私からはつきり確認をするわけには参りませんが、予算面におきましてすでに千五百トン級十隻、二百五十トン級五十隻という問題は大体そのあれで載つております。従いまして大蔵大臣等とは十分にお話の上決定したものと考へております。

○上備委員(一君) 外務大臣に承わりたいのですが、今の政府当局の御答弁によると、すでに十隻と五十隻は日本政府において借入れるものとして決定されておると私どもは信じておりますが、これは閣議その他において正式に決定せられた上であるかどうか承わりたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは私も閣議の記録を調べてみないとはいつきりわかりませんが併し閣議においてそういう話がありまして、とにかく借受けるという方針で進むことはつきり承されております。併しこういうものはいづれにしても話し合いをいたしてどういふ形式でどういふふうに入られるかという具体的な問題はまだきまつてないと思ひますが、とにかくそういう話は閣議でも十分聞いております。

○上備委員(一君) すでに運輸大臣がこれを許可したということ、すでに閣議の決定を見ておる。閣議の決定を見て十隻と五十隻の船を借入れるということをお日本政府がきめておる以上、而もその船が二隻ずつ届いて使用しておるにかかわらず、これに對する契約がないといふことは我々にはあり得ないと思ひますが、これは正式に日本政府とアメリカ政府とのこの船の貸與についての契約は来だないとおつしやるのかどうか、その点を承わりたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私はまだな

いと了解しております。

○上備委員(一君) そういたしますと、すでに二隻ずつ日本において横須賀において使つておられる。使つておられる場合に、これは沈没しないとは誰も保しがたいのですが、万一そのような場合にはどういふお考えであるか。

○政府委員(柳澤米吉君) 先ほど私が申し上げたことに多少誤解があるかも知れないと思ひますが、現在来ておられる、何等借りる手続はまだ完了しておらない、従つて訓練上必要な場合に、向かうの船舶を見せて頂くといふ程度でやつておるわけでありませう。従つて全責任はまた米海軍にあるといふことになつております。従つて事故が起きたり何かある場合の責任等は、現在我々のほうには何等ないわけでありませう。従いまして現在の状況では我々もいたしましてはできるだけ早く正式決定ができます前に、我々が使用できるような手続だけでも早くしたいといふふうにお考えしておるわけでありませう。

○上備委員(一君) これ以上は私は議論になりませうので申し上げませんが、前国会において海上保安庁の設置法が議題

になりましたときに、おける政府の答弁と今日の答弁と甚だ食い違つておることは我々遺憾です。と申しますのは、我々は前国会においてはすでに契約済みであつて十隻と五十隻は借ることについて決定してそれが今日到着しつゝある。だからしてこれは待てないのだ、時期が待てないのだと、こう言明されたのは、私もすでに前国会のときに、おいて十隻と五十隻の船を借入れるという契約は日本の政府とアメリカ政府との間において取り行われた上に、而も船は今到着しつゝある。そういう眉の急に迫られたということでは我々は海上保安庁の設置を承認しておる。我々はそのときに、海上保安庁の問題はさることながら、すでに次の段階として保安庁設置の問題をしぼり、新聞紙上等において宣伝せられておる。そういう意図があるならば我々は保安庁の性格を知つた上で海上保安庁の問題を討議したいということを極力主張いたしたにかかわらず、政府は私の今申し上げたような理由によつて海上保安庁の設置法を急がれたわけです。この点は前国会において政府当局が言明されたことと今日の実情において非常な違いがあるということは私は甚だ遺憾であるということをお申上げて、私の質問を終ります。

○委員長(河井彌八君) 大分時間が過ぎましたから……。「休憩」と呼ぶ者あり)それともやりますか。
○三好始君 大臣出られますか。
○委員長(河井彌八君) 三好君にお答えします。外務委員会に午後は出ることになつておるといふことであります。都合がつき次第に出席してもらいましう。

午後三時四十三分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引續いて内閣委員会を開会いたします。議題は休憩前と同じものであります。即ち保安庁法案、海上公安局法案、及び調達庁設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたしましてなお質疑を続行いたします。

○波多野鼎君 さつきの調達庁の問題で質問いたしますが、連合軍のうち英艦隊の日本の駐留についての法的根拠、そういうものがいろいろ問題がありますが、調達庁のほうで英艦隊の日本駐留についてはいろいろ又問題があるのですけれども、差当り調達庁設置法案を審議する今の場合ですから、これに関連して質問いたしますが、午前中の外務大臣の御答弁によると、英艦隊の呉その他における調達について、日本の調達庁は彼らの残務整理に關してのみ関與しておる、その他の点については関與しておるかどうか、甚だあいまいな御答弁をおつかれました。調達庁のほうからこの点について一つはつきり答弁をこの際お願いしたい。

○政府委員(辻村義知君) 英艦隊の調達に關して調達庁が関係しておりますかどうかというお尋ねでございますが、只今お話のように占領中に連合国軍のために調達をいたしました事務の残務が今なお相当残つておりますので、英艦

軍に關係いたしましたもこれからの残務がなお相当であると存じます。英艦隊の新しい調達につきましては、設置法の建前といたしましては、條約に基いて駐留する外国軍隊のための調達を日本政府が引受けることになり、場合に限つて、調達庁がこれを所掌することに相成りますので、只今のところでは英艦隊のために調達をする根拠がないわけでございますから、権限として、あり得ないわけでございます。

事實上調達に協力しておるかどうかという問題につきましては、実は只今のところまづつた調査をいたしておりませんので、はつきりしたことを御返事いたしかねる次第でございますが、従来占領期間中におきましてい

わゆる特需につきましては、調達庁はこれに對しては關係する建前にはなつていなかつたのでございしますが、事實上業者の選定或いは積算等に協力を要請いたされまると、これを拒否することとが實際上困難であり、或いは或る程度協力するのが常識的であります。このような場合には事實上協力いたしております。した事例がございしますので、今なおそういう事例が絶無であるということとは、実は申上げかねますわけでございますが、これに關しましてまづつた調査ができておりませんので、はつきりしたことは申上げかねる実情でございます。

○波多野鼎君 どうも甚だ不明確な答弁ですね、つかまえてどころがなく、我々どう判断していいかわからない。それじや至急電報でも打つて調べて返事して下さい。でなかつたら審議のしようがありません。

それから條約に基いて駐留する外国軍隊に物及び役務の調達をやるという機關が調達庁だと、これは第三條に規定してある通りなんです、ところが先ほど午前中の話では、外務大臣の答弁では吉田・アチソン交換文書というものには広い意味の條約である、この條約に基いて英艦隊は日本に駐留する、なんといいますか資格を持つておるのだというふうな答弁をしておりました。この点は二度念を押して聞きましたところ、やはり書簡というものは條約だということをはつきり答弁いたしておりました。そういたしますと、調達庁設置法改正案の第三條の「條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊」というものの中には英艦隊も含まれるのではないかと、そういう政府の解釈をとれば含まれるのじやないかと思われ

るのですが、どうですか。
○政府委員(辻村義知君) 英艦隊が調達庁設置法第三條に「條約に基いて日本国に駐留する外国軍隊」に含まれるかどうかということにつきましては、外務大臣の御答弁の通りと存じます。ただそういう「條約に基いて駐留する外国軍隊」の調達を調達庁が担当するかどうかというところは、実は別個の問題でございます、そういう正当に駐留する外国軍隊の調達でありまして、その調達を日本政府が担当するということになりました場合に初めて調達庁の所掌事務になつて来るかと、

かように考えております。
○波多野鼎君 役務の問題については間接調達という方針がアメリカ駐留軍の間にはきまつておる。そこでこれも外務大臣の答弁の中にあつたことだが、アメリカ駐留軍と英艦隊と差別的に扱つわけにも行くまい、大体同じように扱つて行くというふうな方針である。してみますと、アメリカ駐留軍に對しては役務は間接調達で、日本政府が中に入つて調達するという方式なんだから、英艦隊に對してもやはりそういう方式を適用するのが当然ではないか、政府の解釈からいへば、これはどうですか。

○政府委員(辻村義知君) 米國駐留軍の役務關係の調達もやはり米國軍が直接調達いたしております、間接調達だということには只今なつていないのであります。
○波多野鼎君 それは違つていけません。調達庁は一体何をやつておるんですか、何度でもこの委員会では役務については間接調達ということは言つておるのです。午前中のあれでも、外務大臣の答弁でもその点はつきり言つておるのですよ。

○政府委員(辻村義知君) 私は或いは役務と仰せになりました言葉を取違へたのかと思ひますが、勞務の調達という意味でございますと、お話の通りこれは間接調達をしておるのであります。
○波多野鼎君 それはこういうことなんだ。つまり個人の家に居つておる女中とか下男とかそういうものではないのだ、勞働組合なんか作つておる進駐軍勞働組合、そういうものはこれは間接調達でしょう。そうだとすると英艦

隊に關してはどうか、それはどうですか。
○政府委員(辻村義知君) サービスにつきましても従来は只今申上げましたようなことが事実上ありましたが、現在の実情につきましてはやはりはつきりとしたことがわかつておりません。

○波多野鼎君 役務の問題はどうですか。
○政府委員(辻村義知君) サービスにつきましても従来は只今申上げましたようなことが事実上ありましたが、現在の実情につきましてはやはりはつきりとしたことがわかつておりません。

軍のそういう勤務についても間接調達
の方式をとるのが、差別待遇しないとい
う建前から言えば、そういう解釈か
ら行けば当然じゃないかと思うのです
が、どうですか。

○政府委員(辻村義知君) 只今お話の
ような大前提があります場合には、お
話の通りこれも間接調達になる筋合で
はないかと思ひます。

○波多野君 それだから今度の調達
庁設置法の一部改正法律案と、以前か
らある設置法とのあれが食い違ふとこ
ろがたくさん出て来るのですよ。今
度の改正法では安全保障條約に基く軍
隊、つまりアメリカの駐留軍、これを
目当にしてこの改正法律案を出してお
る。英艦隊というのはこの概念の中
に入っていない、恐らくこの改正法律
案の中には、ところが基本の法律のほ
うは英艦隊も入るような規定なんで
す。英艦隊も含めて解釈するような規
定になつておる。そこに非常に大きな
食い違ひが出来ておる。そこをどう思
ひますか、今度の改正法律案は、日米
安全保障條約及び行政協定に基くアメ
リカ駐留軍に対する物及び役務の調
達、こういうことをはつきり語つて来
ておる。ところが母法は、今のよう
に條約をそんなふうによく解釈すれば、
條約に基いて日本に駐留する外国軍隊
として英艦隊も含まれる。そうして英
艦隊とアメリカ駐留軍とは差別待遇し
てはならない、国連に対する協力の建
前からいつて差別待遇をするわけに行
かんという政府の方針であれば、これ
は英艦隊に対する調達も含まれる。そ
うは思わぬのですか。

○政府委員(辻村義知君) 今回の調達

庁設置法の改正につきまして政府部内
で検討いたしましたときにおきまして
は、なお今お話の英艦隊、国連関係
の調達はどうなるかということのみな
らず、米國駐留軍に対する調達もどう
なるかということも実は十分に確定し
たしてありません時期でございました
ので、お話の点突に非常にはつきり使
い分けを区別して考えまして、文字を
使つたような事情ではなかつたのでご
ざいまして、大体その当時の調達分量
というものを予定いたしましたして、そ
れが講和條約発効後も続くような場合
にどうするかというところをどう
思ひ切つておいた次第であります。

○波多野君 今度の改正法律案は提
案理由にもあるように、日本が独立し
たと、そうして日本には米國の軍隊が
駐留する、占領軍というものはなくな
つてしまふ、残るのは米國の駐留軍が
残る、従つて事務も減るだらうし、だ
から調達行は小さくしたつてかまわん
という考え方で出ておるわけですね。
対象とするところは日米安全保障條約
によるのでアメリカ駐留軍だけなんだ
が、事実英艦隊が残つておる、これを
どう日本政府は始末しないのです。は
つきり七月二十八日ですか、になれば
当然英艦隊というものは撤退しなけれ
ばならない。私の考えでいえば撤退し
ないで残れるというの、外務大臣の
答弁によると、吉田・アチソン書簡に
よつて残るといふ解釈なんです。この
解釈に対しては我々異議があるのです
。けれどもそれは別として政府の解
釈をとりながら質問しておる。そうす
ると設置法の第三條の條約に基く云々
というものの中、事実上残つておる英
艦隊も含まれるのですか。ところが今

度の改正案ではそんなものは考えに入
れないで、行政協定によるアメリカ軍
だけを考慮に入れて改正法律案を作つ
ておる。だからもう食違ひがちゃんど
出て来てしまつておるのです。だから
これはやはり直さなければだめだとい
うのです。政府のほうとしてはもつと
事態をよく考えて案を作り直さなけれ
ばならぬと思うのですが、どうです
か。

○政府委員(辻村義知君) 先ほど私申
上げました説明がちよつと不完全であ
りましたことと思ひますが、実は申上
げました趣旨は機構の問題として申上
げた次第でございまして、人員的にはお
話のように約二千名削減するという前
提で定員法の改正を御審議願つており
ますのは、駐留軍、米國軍であると英
艦隊であるとかかわらず、この改正
法を検討いたしました際には大部分の
調達は直接調達になるだらう、併し或
る程度ものは行政協定の趣旨からい
つて間接調達になるものもあるのでは
ないかというふうな予想いたさ
れましたので、第三條の第一号が残つ
た次第でございまして、従いましてち
よつとデリケートではございましてけ
れども、機構の問題と定員の問題とは
別にお考えを頂きたいと、かように存
ずる次第であります。

○波多野君 そういふことはできな
いのです。機構の問題と定員の問題を
別に考えることはいかんで、行政機
関というものはそも／＼どういふ仕事
をするか、何を相手にどういふ分量の
仕事をさせるかというものがましま
れば機構もましまらない定員もま
まりはせんと思ふ。そういうものをあ
まいに残しておいて定員だけは減らし

ますといつたようなことはできないと
私たちは考えておるのです。それと今
言つたようなどういふ仕事をするかは
つきりわからない。これは英艦隊に何
をするということもはつきりしない。
而も英艦隊は居座つておる。追い出す
ことができない。そんなことはこの
機構の改革では駄目だと思ふのです。
○政府委員(辻村義知君) 私の説明が
足りませんのではつきりしなかつたよ
うでございまして。今定員と機構と別個
に御検討相成りたいと申上げましたの
は、別々に御検討願いたいと申上げま
したのではございせんので、勿論関連
があります問題で、総合的にお考えを
願わなければならぬのでございませ
んが、先ほど御説明申上げましたよう
に、第三條第一号が残りましたのは、
外國の駐留軍に対する調達は、大部分
軍の直接調達になりそうだけれども、
行政協定の建前からいつて、多少は間
接調達のものも残りそうだと、どうい
う文章になりましたのでございま
す。その後時日の経過によりまして、
大体今日では諸般の關係がはつきり
いたして参つたわけではございませ
んが、先ほど申し上げましたが、そ
ういたしました、結論的に申しまし
て、調達庁が新たに今後担当いたしま
す仕事は、労働の調達と、それから
不動産の調達、或いは解除不動産の処
理、又駐留軍の直接調達によりまして
生じた紛議の調停に関する事務、
いわゆる駐留軍の不法行為に基く損害
賠償というふうな事務が主たる業務に
なるわけではございませぬ。従いまして、
労働、不動産以外の調達に關しては、
殆んど何も調達庁の所掌として残るも
の、ございせんので、第三條第一号

は結果的に申しますと、只今の労働と
不動産の調達のための條文というよう
に結果的になると考えております。

○波多野君 そういふことはそれで
いいのですが、この改正案を出す
とき、どういふ仕事をやるかわから
ない、併しその後になつてだん／＼わ
つて来たという点が一つ、それから
英艦隊というものは居るだらうと思
つていたところ帰らない、帰らないよ
うにしたんだ、政府のほうでどうい
う考えを持つておる。この二つの点で
案を出されたときと非常に違つてお
るのですか。だから原案をもう一遍出
直したらどうですか。

○政府委員(辻村義知君) 事情が違つ
たと申しますか、だん／＼事実がは
つきりして参つた次第でございませ
んが、併しそのきまつた事項を処理いたしま
す実際の処理とこの條文と照し合せ
して不合理だと言へば言へます点は、
第三條第一号にございまして「建造物及
び設備の營繕並びに物、それから役務
のうち労働以外の役務」という点が現
実に只今ございせんわけでありませ
んが、現実には、これを謳ふことが
或いは適當ではないかと存じます。併
し全然ないかといふことになりませ
ん、実は御承知のように行政協定の趣
旨でもございませぬので、今後全然ない
といふことは言い切れませぬので、こ
うした表現にしておいて頂きましたほ
うが、今後我々の所掌事務を処理いた
します上において便利ではないかと、
かように考える次第でございませぬ。

○波多野君 何だか／＼してわ
けがわからなくなつて来るのです。第
三條第一号の「條約に基いて」云々と
いふのは英艦隊も入るのでしよう。條

約に基いて日本国に駐留する外国軍隊」というのは英露軍も入るのでしよう。

○政府委員(辻村義和君) 先ほどの外務大臣のお話であります。併しそういう結論になると思いますが、併しそういう結論になる場合でも現実の調達は労働以外はやつておりませんので、そのために非常に事務分量が我々の予想と違つて来たということはないと思ひます。

○波多野鼎君 それは英露軍は入るとしますよ。それで今度の改正法律案の中の第五條、総務部、不動産部、労働部これらの仕事の内容を見て御覧なさい、英露軍が入るといふことは書いてないですよ。これは日米行政協定による米國駐留軍のものしかない、その仕事はやらぬ。

○政府委員(辻村義和君) 只今の御指摘の点はお話の通りでございます。

○波多野鼎君 そうでしよう。だから僕の言いたいのは、英露軍も入ると言いながら、今度作る総務部、不動産部、労働部、これらは英露軍に対する仕事はやらないのだ。

○國務大臣(野田卯一君) 先ほどの私の記憶ですと、先ほど外務大臣が言われたのは、アチソン書簡、あれが條約と言へるかと言つたら、広義の條約と言へるだらう、こういうことを言われた程度ではなかつたかと思ひますが、どうなんですか。

○波多野鼎君 それは吉田・アチソン交換文書、これは條約だと、だから国会の審議を求めた、こう言つたのです。それならなぜ、行政協定も広義の條約なんだから国会の審議を求めなかつたかと言つたら、あれは日米安全保

障條約第三條によるものだから求めなかつた、これは明確ですよ。今朝の外務大臣の答弁では、第三條第一号による條約も、吉田・アチソン交換文書もこれは條約です、だから国会の審議を求めたんだ、だから入るのでよ、英露軍も。ところがこれには書いてない。

○國務大臣(野田卯一君) 條約に基いて入り得るか、実際そのものをやるかどうかということとは別途のあれでございませぬ。その点をどうなんですか。

○波多野鼎君 僕に質問しても困るのですが、(笑聲) こういうことなんだ。それで外務大臣はできれば連合軍側と日米間の行政協定のようなものを早く作りたいと言つていたのです。そういう準備を進めておられますか。

○國務大臣(野田卯一君) それができるまでは、これも調達行は取扱わないう、こういう解釈のように僕は調達行の解釈を聞いたのですが。

○栗栖越夫君 実際扱つておる。それからおかしきと言つておられるので、事実問題で実際は扱つておられるのです。それだから私が、残務処理で少くなつたというので、それに対してどうではないぞというのを私は申上げた、私はもう関連してこれだけ。

○波多野鼎君 この問題は午前中の外務大臣との質疑応答においても実に不明確なものでございませぬ。そこで政府側の答弁を統一して出てもらいたいということをお願いしておる。そこでもう一度、もうこれ以上問ひませんから調達行のかたも行政長官も外務大臣もみんな

な一過統一的にやつて下さい。そうしてこれはもう私本当に言いたいのだ、今度の改正法律案は英露軍というものがあることは決して予想しておりません、予想しないでこれを作つておる。ところが現実には英露軍がある。そうしてこれに対する連軍のあれからいつて米軍に対する同じサービスをするのが当然なりというのが政府の方針らしいのです。それならこの改正法律案の中にもやはり英露軍というものを用意しなければ違法のことを調達行はやることになる。そういう点を含んでもう一度考え直して頂きたいということをとめて下さい。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記(速記中止)

○委員(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○栗栖越夫君 丁度今朝意見長官もおいでになつたと思うのですが、意味が各大臣がまち／＼だつたり関係者がまち／＼であつて長く審議がかかるという事はよくないと思ひますので、私はまとめてちよつとお尋ねしたいと思ひます。

武器貸與の問題ですが、これは有償か無償かわからない。こういうお話ですが、仮に無償であるとしたらば使用貸借じゃないかと思ひます。が如何でございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) さようでございます。

○栗栖越夫君 そうすると使用貸借であれば契約でございませぬ。

○政府委員(佐藤達夫君) その通りでございます。

○栗栖越夫君 そうするとどこどこどの契約かということをお考えみると、いろいろ私的とか事実上というお話がありましたが、尋ねられるほうもおつしやるほうも気持は私わかつておりますが、その予備交渉は別として、これはやはりアメリカと日本の國際的契約、約束ではないかと思ひますが、如何でございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 午前中お話しに出ました今後船を借りる場合の問題ということをお頭において考えますと、これが正式の一つの契約ということになりませぬ、国と国との約束ということになりませぬ。

○栗栖越夫君 そういたしますと、この所管もわからんということでございます。三條の四号に「條約その他の國際約束の締結」というものがあります。これは外務大臣の所管でなければならぬと思ひますが、如何でございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) その点は私簡單に国と国との約束と申上げましたけれども、これが私法上の契約として本質的には考えられなければならぬものであらうと思ひます。そうしますと例へば農林省あたりの在外事務所の敷地を借りるために、農林省という國の役所が向うの敷地の地主と賃借の契約をする、こういうものと私は本質的に同じことだと思ひます。従いまして外務省の設置法から直ちにその権限が出て来る問題ではないので、勿論これは條約の形でやつては不可能かと言へばこれは不可能ではないと思ひます。

條約の形になれば今のお話のようになりますけれども、私法上の契約でありませぬから、條約による約束ではなく、

今申しました例へば農林省の出先の役所の土地を借りるといふ問題と共通の問題と思つておりますから、そのおのおの所管というものは別にきめ得るものであるといふふうにお考えおるわけでありませぬ。

○栗栖越夫君 今の問題がそこで二つに割れるわけですが、金額が非常に大きくて國家の負担その他の点において國と國との關係になる場合が多かるうかと思つてございませぬ、この問題はあとで第二としてお尋ねします。

○政府委員(佐藤達夫君) 今お言葉にありましたその武器の裝備に入るものと、要するに保安庁の権限に一応入ると思ひます。

○栗栖越夫君 それは今度の出ている法案じや九條じやないかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつとそれは違ひます。

○栗栖越夫君 武器の裝備といふのは違ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 保安庁法案の六條の四号であります。船舶、航空機、食糧、需品等を調達すること。これに入ると思ひます。

○栗栖越夫君 そういたしますとここで私的契約とこれを解すべきか、國際間の約束と解すべきかという問題は我々憲法の問題として考えなければいかんと思ひますが、ここで大体非常な

大きな金額であります。大体使用貸借、つまり有償の場合は勿論ですが、無償の場合でも使用貸借としますと返還の義務とか或いは損害賠償の義務とか、注意、保管の義務、こういうものを負うわけでありますからむしろ債務を負うわけであります。そこで憲法の八十五條の「国が債務を負担するに、国会の議決に基くことを必要とする。」という条文があるわけであります。これは単に損害が起きたときとか或いは金銭的支出が必要であつた場合に予算を計上して、国会の承認を得ればよいという問題じゃないと思ふのであります。八十五條の関係を国際約束のときは勿論であります。私的約束としてこれが八十五條の点を除けるかどうかという点について御意見承りたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もなお尋ねであると思ひます。この完全な無償貸借であるという関係に問題を限定いたしました。この八十五條との問題を照して見ますと、私どもの考へておりますところでは、この八十五條というものは申すまでもございせんが、財政の章の中に入つております。又その八十五條の最初のところには「国費を支出し」というような言葉から始まつております。現実金銭的の負担をまゝ自由に伴うというようなもの憲法は予想しておると思ひます。憲法の御審議の際にもここに御質問がございまして、この八十五條に債務という言葉があるが、これは如何にも広いといふふうに見えるけれども、これは無論金銭上の負担となるものを言ひます。すね、という当時憲法を審議する際にお尋ねがございまして、その通りで

あるという答へをしております。従ひましてその總稱は無償貸借という面においては、私は理窟の問題としては、八十五條の予想している問題ではないだらうと思つてあります。ただそれに伴ひまして、今のお話に出ましたように、では若しもそれを壊した場合には損害賠償の問題が起るだらう、或いは原状回復の問題も考へられると思ひます。こういうことはいわば何と申しますか、そういうことから来る法定債務的のもので、これも民法の一般原則から来るものでございしやう。それをここにあらかじめ予想されるからといつて、債務とは憲法は考へていないのじやないかといふふうに一応考へておられます。従ひまして今までのこれは外国との関係はよく存じませんが、憲法ができましたあと国が公会堂を一時使用された、これは有償無償もございしますが、有償の場合は勿論財政法の問題になります。特にそういう損害を生じ得べきことを理由として国会の御承認を求めたことはいわばありません。

○栗栖越夫君 私は大體憲法といふことは、申すまでもなしに字句だけの末にとらわれなから、法の精神から考へて行かなければいかんと思ひます。いやしくも何千億とかいふような、或いは何千万ドルといふような、或いは何千億を国が背負うわけでありますから、この字句の末じやない、この憲法自体から申しまして、当然この契約を結ぶときには、国会の承認を得なければいかんものだと私は解したい、これは意見にもなりませんが、いやしくも基本の国家の法律でありますから、民法とか商法を解釈することは違つ

わけでありませう。大きな負担、日本の予算がすつ飛んでしまつてやうな予算のものを必要とするやうな約束をするといふことは、單なる字句その他から……、長官が字句その他から意見を述べられておられるという意味じやありませんけれども、国の存亡にもかかわることでありませうから承認を求めざるべからざる、この解釈したいと思ひます。これは私の意見にもなりませう。その点はこのままにしておきたいと思ひます。

今申しましたように今朝からの質問を聞きますと、政府の御意見が、この部局を預つておられるかたによつていろいろ意見が違つておられると申されたいけれども、今長官の御御意見を申し上げても、この法の権限その他が、或いは契約は国と国との約束になるのだ、私的約束になるのだ、それは政治的に見てどちらがいいのか、こういうふうな問題のありかたがはつきりしうと思ひます。私は質問をこれで終えたいと思ひます。

○三好始君 法制意見長官は、憲法八十五條の問題で、無償であれば必ずしもこれに該当しないといふやうな立場をとられておられるやうでありますけれども、これに對して十分な根拠をもつて異論があり得るといふことは、今栗栖氏の申しした通りであると思ひます。ところで仮に無償であるといふことと全然法の拘束を受けないかどうかがいふことで、財政法十條との関係をどういふふうにお考へになつておられるか承りたいのであります。財政法十條によりますと「国の特定の事務のために要する費用について、国以外の者にその全部又は一部を負担させるには、

法律に基かなければならない。」という規定をしてありますが、これとの関係はどうかいふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは国が国以外の者に對して国の或る種の事務のための費用の全部又は一部を負担させる場合のことを言つておられます。先刻來の問題とはちよつと違つて考へるのでございませう。

○三好始君 武器貸與の問題は、仮にアメリカから無償で借りるといふ場合、政府の説明によれば、国内治安維持という国のために必要な武器の整備に費用について、日本の国以外のアメリカという他の者に費用を全部負担してやらう、こういうことは。

○政府委員(佐藤達夫君) 十條の趣旨は国内の立法で、「法律に基かなければならない」といふのは、国内の國民にしか法律の拘束力はございせん。すから、そういう点から申しまして、日本の國權の及ばないものを十條は言つておらないわけでありませう。

○三好始君 政府の方針としてきめておられるかどうかわかりませんが、佐藤長官は私法上の契約といふことで説明せられておられるわけでありませう、そういう場合にも全然十條は適用を受けないといふ御見解なんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今御指摘の十條とは全然関係はないことだと考へておられます。

○三好始君 それでは會計法第十一條のやうな場合はどういふことになりませうか。契約等は、法令又は予算の定めるところに従ひ、これをしなければならぬ。」これも国内関係だけでいいですか。

等」と言つておりましたが、現行法では「負担行為」といふふうな書いてございませう。これはやはり前の法律で契約等と言ひ現在の改正法で負担行為と言つておられます。当然に国費の支出を伴うものを予定してあります。国費の支出を伴うものにつきまして法令又は予算の定めるところによつてやれといふことと申しては、併し法令の全然ないものについては、全然ないものといふのは、例えば民法の普通の契約をする場合は無論民法上の原則がございませう。或いは商法の原則がございませう、或いは民法の原則がございませう、そういうものを含まれた法令といふ意味だらうと思ひます。

○三好始君 支出の負担が伴うものであれば十一條の拘束を受けるといふふうな解釈していいですか。

○政府委員(林修三君) 支出負担行為といふのは御承知のように政府の負担を將來において伴う行為でございませう。契約もございませう、それからその他行為もございませう。これについては法令又は予算で定めるところに従つて、この法令といふ意味は個々のやうな契約をしてもよろしいといふ方法のみでなく、例えば民法のやつは非常に包括的な法令も入つておられるのでなからうか……。

○三好始君 武器を仮に無償で貸與される場合に、全然支出が伴わないかといふやうなわけには行かない。例えば艦艇を借りた場合にその運航のための費用まで全部向うが負担してくれらうといふわけでもないだと思ひます。が、そういうことになつて来るといふやうな支出を伴う契約、こういうことになつて来るといふのですが、その点はどうか。

○政府委員(林修三君) その船の運航費でありますとか或いはそういうものは船を借りた結果に基くところの費用でございます。それは契約自体に基く費用ではないわけでありませう。そういう使用貸借であるという点において支出の負担を伴わない、契約自身が違いないのではないかと。そういうものを借りた結果においてそれを運航するために或いは別の費用が要るかもわかりませぬ。それはそれとして支出負担行為をする、乗組員の費用を拂うなり、船舶の石炭費とか、或いは油の費用とかそういうような問題は別の問題であらうと思ふのですが、契約それ自身の支出負担行為ということではなからうと思ふのです。

○三好始君 修理費にいたしても、運航費にいたしても貸與協定なり貸與契約に伴う支出負担であることについては変わりないわけでありまして、法律行為全体として見れば支出があるということではこれはもう明らかな事実だと思ふのであります。そういう場合に十一條から考へて「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」という解釈は当然になされ得ると思ふのですが、この点を長官からはつきり承わりたいと思ふます。

○政府委員(佐藤達夫君) それは申すまでもありません。借物の船でございますしよと、日本独自に持つておる日本の所有に属する船でございますしよと、これはもう石炭がなければ動かない、人が乗つておられませんことには役に立ちませぬのでございますから、その面における費用の問題は、これは一般の予算の問題としてこちらで御審議

を頂くというふうに考へております。○三好始君 財政法第三十四條によりまして「各省各庁の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて」大蔵大臣の定める機関に従ひ支出事務職員及び契約事務職員ごとに、支出の所要額及び国の支出の原因となるべき契約その他の行為の所要額を定め、支拂又は契約等の計画に関する書類を製作して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。こういう規定がありますが、これに基いての手続はなされておりますか。

○政府委員(林修三君) 先ほど申し上げましたように支出負担行為であります場合、例えば油を買つて費用でありますとか、乗組員の給与でありますとかそういうものについては、それは支出負担行為として支出負担行為の計画なり支拂の計画につきまして四半期ごとに大蔵大臣の承認を得る、これは今はつきり覚えておられません、会計法は多少この点は違つておりますが、従来

の会計法であります、そういう四半期ごとの計画が要るわけでありませう。それはいづゆる先ほど申しましたように現実の支出負担行為といたします場合或いは支拂計画を建てます場合の支出負担行為の場合、支拂計画の場合にあつて事後承認を得るわけでありませう。無償貸與を受ける契約自体は先ほど申しましたように支出負担行為とは考えられませぬから、それについては勿論こういう計画は要らないものだと考へております。

○三好始君 結局大蔵大臣に対する必要な経費なり支出についての財政法上或いは会計法上必要な手続は、すでに

確定にとられておると了解していいですか。○政府委員(林修三君) それは海上保安庁のほうでどうやつておられますか。私は存じませぬけれども、これは大体支出負担行為の計画なり支拂の計画は四半期ごとに大蔵大臣の承認を得るわけでありまして、次の四半期の前に包括的に計画をとるわけでありませう。今までそういう現実支拂が第一四半期になければまだとつておられんでございませうし、七月以後そういう計画があれば、或いは現在大蔵大臣の承認をおとりになる手続をやつておられることであらうと存じます。

○三好始君 この点について海上保安庁並びに警察予備隊当局から実情を承わりたいと思ふます。

○政府委員(柳澤米吉君) その点はつきり大蔵大臣の承認を受けて支拂をしております。○三好始君 予備隊のほうもお願いいたします。

○政府委員(江口見登留君) 同様でございます。

○三好始君 佐藤長官の御意見によりますと、艦艇の貸與を受けたり或いは警察予備隊が銃砲等の貸與を受ける場合、私法上の契約として憲法八十五條からいつても、或いは財政法、会計法上の規定からいつても、国会の承認は必ずしも必要がない、こういう立場のようになつておるのであります、それが、そう了解してよろしいですか。

と、政府だけの交渉によつて重裝備された陸海軍が知らん間に成立していき、法律的にはこういうことがあり得るわけですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 法律的にはそういうことも存じませぬけれども、要するに国会は政府を常に監視しておられるわけでございます。国政調査権も持ちになつておられますし、その他かような委員会等いろいろな機会において政府の説明をお聞きになつておられるわけでございます。十分その御監督の下に行われるということをお考へるわけでありませう。

○栗栖越夫君 私は長官とたいがい意見が一致するのですが、こんな大きな財政負担を必要とするものを單獨でどん／＼やられて、あと事後相談的に財政の尻を埋め合はすということについては、私は憲法の精神上八十五條のこういう解釈は工合が悪いと思ひます。

併しもう一つ、議論をするわけじゃないのですが、私的契約の場合に、結局これは余り専門的になりますが、例の法令によつて面倒な問題が起つて来ると思ひます。そこで私は運輸大臣なり海上保安庁の長官にお尋ねしたいことは、よくアメリカなどとのこういう種類の契約は、日本法律が余り詳しくはない、或いはその履行の点が非常に面倒だといふようなことで、実はアメリカ法によるというふうな準拠法を契約の中にきめてかかることがしばしばあるのです。それは外務省設置法の國際約束の場合にはそんな問題は起りませぬけれども、今の私的約束の場合には起つて来ると思ふのです。そういうふうな場合に若しこのアメリカ法に

と、何を信用していいかさつぱりわからないのでありまして、これは外務大臣にも出て頂いて問題を明らかにしなければいけないと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) ちよつと私誤解をいたしておりました、この誤解というよりむしろ詳しく知らなかつたと申上げるほうが適當だと思ひのであります、今實際は海上保安庁の關係當局がその交渉をしておるといふ話であります。

○松原一彦君 これは容易ならんことです。というのは海上保安庁の長官は運輸大臣の許可を得てやつたといふお答えなんです。許可せられたのは運輸大臣である、外務大臣は知らん、關係なし、ただ閣議の席で話が出たように思ふ、こういうことなんです。運輸大臣がそれをお許しになつたのは一体どういふ権限ですか。

○國務大臣(村上義一君) 今閣議といふお話がありました、これは私の就任前に最初の話は運輸大臣、大蔵大臣、外務大臣との間に協議がありまして、閣議にかかつたのは予算閣議において正式にかかつたのであると私は考へておられます。その就任前のことは私とはわかりませんが、閣議に正式に私の就任前にかかつたとは聞いておりません。で就任後引続いて予算閣議で正式にかかつた。で予算閣議におきましては先刻もお話が出ておりましたが、消耗品であるとか或いはその乗組員でありますとか、これは六千三百八人であります、この人件費、こういったものが予算として計上されて閣議に承認を求めたといふことあります。で海上保安庁において只今話をしている、

これはもとより根本方針は運輸大臣として承知いたしておるわけでありませぬ。

○松原一彦君 私はもうこの質問はしないつもりでおつたのですけれども、この日本の武裝という言葉を過ぎるかも知れませんが、武器の借受という問題は、日本の治安の上からも將來の国防の上からも実に重大な問題だと思ひのです。でありますから國民も納得し国会も十二分に知つた上で行われないといふことの私は希望を持つてゐるものであります。

それで先般来しきりにお尋ねしてゐるのであります、只今のところは大型二艘、小型二艘が横須賀に着いておつて、これを海上保安庁で以て今使つておると、その海上保安庁が使つておるのは海上保安庁の私的交渉であるから、海上保安庁の権限で以て借受けることになる根拠は私はないと思ひ。そこでお尋ねの結果によりますといふと、運輸大臣の許しを得てのこれは行動である、こういうことなんです。そこで只今のところでは先方では軍事委員會によつて先議せられております。その武器つまり船舶は日本のほうで借受ける關係からすると、あなたが御許可をなさつて借受けておられるといふことになつてゐる。これは大変重大な問題でありまして、なおあとから続々とやつて参る、そうして而も日本の要請十隻に対して十八隻が来るという、これは千五百トンの型の三インチ砲三門も附いてゐる軍艦である。運輸大臣がさようなことに対して責任をおとりになることができるかどうかを私は伺ひたい。

○國務大臣(村上義一君) まだ船舶を借受けておるといふことはないのでありまして、これは一つ誤解のないようにお願ひをいたしたい。今新たに乗組員養成のために六千三百名ほどの中の三千名を募集いたしまして、横須賀において海上保安庁において教養をいたしておるのであります。まだ船舶は一隻も借受けてはおらないのであります。ただ教養のために時に全く一時的に檢分するといふようなことは、海上保安庁において交渉をして船内を見るとかいふようなことを先方の承諾を受けてやつてゐるといふに過ぎないのであります。何らまだ使用してゐる、借受けてゐるといふことはないであります。その点一つ御了承願ひます。

○松原一彦君 併し通信によれば日本の要請によつてこれがやはり向うで手続を経つたある過程にあるように思ひます。そうすると誰が要請せられたのでしうか、海上保安庁から要請せられたのでしうか。

○國務大臣(村上義一君) 前刻申述べました通り海上保安庁のほうでも、つまり運輸大臣から關係閣僚とも協議し勿論閣議において承認を得まして、さうして借受ける交渉を進めておる、こういうことなのであります。まだ借受けては……

○松原一彦君 責任者はさうすると運輸大臣ですね。

○國務大臣(村上義一君) そりういこととでございます。

○松原一彦君 將來の契約の仕方等に関して外務大臣が今研究してくれてゐるといふ御返答ですか。

○國務大臣(村上義一君) こういう實際と申しますかとか米國のほうから借りるといふ問題であります。

故に、こういう問題に最も深い知識を持つてゐる外務省の當局者に意見を聞き、或いは參與をせられて交渉が進んでおるといふのが現状であります。

○松原一彦君 外務大臣もお見えになりましたが、あなたのおるすでございませぬけれども、運輸大臣はあなたは今午前中に知らない、自分は閣議しておらないといふこととございませぬけれども、運輸大臣はさういふ交渉一切は外務大臣が研究してくれてゐるといふ御返答であります。非常に大きな喰い違ひがある。私は何も難詰する意味で申してゐるのではないのであります。日本のこの国防といふものにだんだん高度の力を持たせて行かなければならぬと思ひ、今日お約束になつてゐるものと思ひ、その実現の仕方は私共には何も分らないうちに取計られたつあるといふところに、我々立法の府に在る者は國民に対しても責を負わなければならぬものがあるように思ひ、ところが政府にお聞きすると皆喰い違ひ、誰が發注したもので、その責任は誰が負ふものやらそれもベストル何丁じやないです、何万丁であり、パゾーカ砲であり、機關銃であり、大きな戦力を持つもので、戦力もそれでは我々の知らぬうちに裝備を持つた軍艦まで借りて来ることもできるのじやないかといふところまで参つてゐるのであります。これは私は政府のほうでこりう方面の一つ統一したる、はつきりした御答弁を頂かなければ、どうしてもこの保安庁法案の審議は進まななと思ひ、外務大臣は今朝おつしやつたことと今の喰い違ひをどういふふうにして一体お考えになりますか、お答えを願ひたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私は喰い違ひつてはおらんとお思ひます。今朝も申しました通り、閣議の了承は得てゐる、借りることについては、それについての具體的の交渉は運輸大臣が主管大臣として進めてゐる。で、今運輸大臣は外務省の當局の意見も聞いてやつてゐる。これはそのいふ／＼の手続とかその話合とか英語の書き方とかいふ／＼ありませうから、外務省の者が手伝うことは當然でありませうけれども、それが具體的にならなければ、外務大臣としてこりう協定にしたらいかい／＼かこりう恰好にすべきであるといふ意見は、具體的になる前に述べたのじやなくして、運輸大臣がそれまでの交渉の責任には當つておられるのであります。知識を借りることは、これは運輸大臣のみならず、農林省で交渉する場合にも外務省の知識を借りる場合もありません、その他の場合もあるのであります。これらも常にやつておることとあります。

○松原一彦君 そりういふこととじやないです。運輸大臣のお答えは、將來こりう軍艦武器等を借りる場合において、この交渉をどうするか、それからその責任をどこでとるか、國際間における關係をどうつけるかといふたようなことは、外務大臣が研究してくれてゐるとおつしやる。だからして外務大臣が主体となつてこれは御研究になつてゐるのが當然のことだとお思ひ、ところが午前のお答えでは、自分は閣議しない、それから次に閣議で聞いたことがあるように思ひ、それどうも私はいふふうにはつきりしないことでは困ると思ひ、これはこ

ういふ機会にはつきりさしておいで頂いて、今度でもまず保安庁がそういうよきな、如何にも言葉はきたないけれどもが聞取つかいいたたようなことではないように、いやしくも国の治安を守り国防を全うしようというこのスタートルなんですから、ここで法律関係も憲法との関係も明らかにして、そうしてその部隊の人々も気持ちよく日の丸の旗の下で働かれるように我々は認めてあげられるようにしなければならん義務があると思ふのです。その意味では先般来重ねてお尋ね申しているのですが、どうも私どもにはこの皆様方のお答えには相対に無理があり、そうして又アメリカとの取引の上においても、何だか一方から見て従属国扱いにせられるような不満もあり、どうしてこういう問題が公式に取扱われないのかという、私どもには誠に腑に落ちぬものもあるであります。この武器の貸與がなぜかようにはつきりせないのか。どうして、国と国との間に平等の独立国と今なつている、たとえこちらは国力が弱くとも平等の独立国の立場になつている、この協定の上で互いに助け合うことになつているときに、どうしてはつきりせられないのか、はつきりせられない理由がどこにあるかをお答え願いたい。

それからこういう問題につきましては、これは日本だけの都合ではないので、アメリカ側にもいろ／＼法律的な関係があるわけであり、従つて今までのいろ／＼やつておきますのを調べますと、行政官庁間の話合で或る物を貸したり借りたりした場合もあり、国と国との間の話合で協定を結んで貸した借りたという場合もあり、併しその現実の問題につきましても、まだ運輸大臣のほうで話合を進めておつて、どういふ形式にするかということの話合が運輸大臣と先方の間でまだきまつておりませんが、従つてきまらないのです。運輸大臣がこういう意見であるということになれば、恐らく当然外務大臣にも御相談があつて、これによつて今度は国際関係なり日本の国内法なりで適当な措置を講ずるのには当然であります。私の了解するところでは、ここに運輸大臣と私がおるのですからわかりませんが、外務大臣がこれを運輸大臣の側に交渉いたしておるとか、交渉の形式を運輸大臣の側で研究しておるといふ段階ではないのであります。外務省の専門家の意見は聞いておられるかも知れませんが、私には具体的に伺ふこともない、当然私は相談を受けて適当に意見を述べるといふところに來ると思ひますが、今はそこまでの段階に來ておらんのであります。そう御了解願います。

○松原一彦君 いや、運輸大臣の問題ではあります。日本とアメリカとの問題です。運輸大臣が商船を一艦借受ける、貨物船を一艦借受けるという問題ではない、国防計画です。それは日本の存在の上に重大な影響を持つ国防計画なんです。これは何と申し上げても事実は何に違ひないのです。而もそれは武器です。その取引が運輸大臣の名によつて行われるといつたようなことも私は不思議に堪へないのでありますが、併しヴァンデンバーグの決議によれば、日本のような警察隊だけしか持つておらん国には武器は貸されないので本當ではないのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) いろ／＼おつしやいますが、運輸大臣は只今海上保安庁関係を担当しておる大臣であります。丁度警察予備隊の関係を担当しておるのが大橋大臣であるのと同じで、その上で閣議なり、或いはその前に外務大臣の意見を聞く、これは私は当然の手續だと考へております。

それからヴァンデンバーグ決議案は、おつしやる通りであります。併し今回の武器貸與は、武器と申しますか、予備隊のほうの武器とか、或いは海上保安庁の船の問題がこれでありませうが、これはヴァンデンバーグ決議案でなければアメリカは貸せないといふのもないと思ひます、その間の法律のいろ／＼の関係はアメリカ側でも研究しているのではありません、それでどうなるか結論が出て來る。向うの意見もわかりませうしそれに対するこちらの意見もはつきりわかりませう。こういう順序になるわけであります。

○松原一彦君 警察予備隊を保安隊若しくは海上警備隊としなければならぬ理由もそこにあるのではないですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは国内的には私の主管じやありませんけれども、これは要するに便宜の問題でありまして、こういう海の上及び陸の上において治安を十分に維持し且つ訓練をするということにつきましては、一つの役所で両方やらないほうがよろしいという考へからこつたものとして理解しております。別段アメリカ側の要請とかなんといふものは全然ないのです。

○松原一彦君 いや、私はもうこれからは質疑いたしません、今度は大橋國務大臣によつてお答えを頂きますが、私どもの憂うるものは、こういう国防関係等におきましては、どうか國民をして安心さして、公明正大に行われるような措置をとられたいということ并希望する。私はお邪魔しようといふのではない。国会も皆これを知り、安心して堂々と行動のできるようになります、今の憲法の下において又日本の態勢の上から見てこれができるにない、無理をあなたかたがやつておいでになるものと私は認める。併しこれは私の意見でありませうから、これだけにとどめておきます。

○栗橋勉夫君 ちよつと一つ最後に。三大臣もおいでになりますしほかに意見長官もおられますので、私一法制的にお尋ねして最後のくくりをつけたいと思ひますが、それは国際約束といふことになれば、憲法八十五條の規定に關連を持つわけでありませうが、私的約束といふことに契約がなつた場合には、私は憲法の精神からそうじやないと思ひますけれども、仮にもそういう政府の約束があるといふことになれば、これは予算だけで、つまり過年度予算と同じように今後、一年度じやない二十八年度も二十九年度もつと續くだらうと思ひます。そうすれば日本政府も無償の場合であつても運用の面においてはこの日本の政府の負担を増し、負担にかかわることが非常に多いと思ひますので、丁度昔の予算外国庫の負担となるべき契約を締結するの件ということ、政府補償など將來への負担をやつてもらつたと同じような意味において、海上保安庁がこういう私的約束をなさるにしても相当大きな金額で、これは何千万ドルとか日本の予算にすれば大変大きな予算になることであるので、そういう場合には限度を限つてその限度内においてはいいけれども限度以上をこえるような場合には国会の承認を得るとか、あらかじめ国会の承認を得ておくとか、こういうような設置法の中に條文を入れておかないと、私は困窮が、如何に大蔵大臣が本當の健全財政をとろうとしてもとれぬようなことにもなり得ると思ひます。そういう意味で私はずいづい考へ方があるといふことを申し上げたいのでありますが、これはこれから考究することでございますが、そういうような設置法の中に修正を入れた場合においては当然それに従わなければならぬ。国会に承認を求め、国会に報告をするとか、こういうことにしなければならぬことと思ひますが、念のため長官の御意見を承つておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の先ほど來申し上げておきますのは、無償貸借の場合を考へておりましたので、素材に申上げますれば、借りたものを数年後には全然伴わない、必然的には伴わないといふつもりで申上げたのであります。でありますから、その点に關しませう限りにおいては、今のお言葉に出

おりましたような御懸念というものは全然あり得ないと思ひます。勿論これをお金を積んで返すというより約東がついておられますれば、現在財政法にも、今のお言葉にありましたように予算外国庫負担契約をする国庫債務負担行為というものは財政法にございませぬ。従いましてそういう有償の場合でありますれば、年度をこえる場合においては国会の御承認を願わなければならぬ。これは財政法の趣旨でありませぬが、併し今までの設例は、そうでない場合を申上げています。又お尋ねのようでありましたからその趣旨でお答え申上げました。

○栗栖越夫君 併し借りたものをそのまま返して済めばよろしうございませぬが、併しこれは今の建前として海上警備その他の保安のためにお使いになると思つておられます。それすれば沈むこともありませぬし、な損傷を受けることもあろうと思ひます。そのままそつくり返して済むものじやないと私は思ひます。そこでそのまま返して済む場合においてはこれは問題がありません。併しそうするつもりでも済まんような虞れのあるような場合には、国家に大きな財政上の影響を與えますから、一ドルが三百六十円というような相場では大変大きなものになりますから何かの措置を講ずる必要が私にあると思ひますが、これは私の意見にもなりませんので、一応述べて、今日のところの質問を打切りたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○波多野鼎君 それでは、この間新聞に出ておりましたが、今の軍艦の有償無償の問題ですね。何かよく覚えておられませんが、五年間借りてあと日本が買取るという形式の語が進められていたというのを聞きました。その点どうなんでしょうか。五年後には日本がそれを買取るという責任を負うというのを聞きますが、これは誰が答弁するか、運輸大臣……。

○國務大臣(村上義一君) 今のそういう話は今のところは何ら出ておりませぬ。
○波多野鼎君 そういたしますと、今までの交渉の経過においては無償で借りつ放しですか。

○國務大臣(村上義一君) まだ結論が出ておりませんが、明瞭なことは申上げかねますが、こちらの希望としては、無償で借りるということにあるのであります。多分それが容れられるという期待を持っております。

○波多野鼎君 アメリカの何でしたか、委員会の電報を讀んでおられますと、向うじや只で貸しつ放しというのとじやなく、一定の期間の間は貸してやるが、それから日本が買取れというふうなことが、向うで論議されておられるようですが、そういう方針で向うはきまつたのじやないかと思ひますが、そういう点どうですか。

○國務大臣(村上義一君) お話でありませぬ、まだ先方からもそういうつたような意思表示は出て来ないのであります。

○波多野鼎君 意見長官にちよつと聞いておきたいのですが、これは仮定ですが、仮に軍艦を今度借りるに當つて、二年間は無償で貸す、その後には日本がこれを買取るべしというふうな借り方をしなければならぬような場合には、これは予算上非常に大きな問題ですから、一種の国庫債務負担に類するものと私は思ひますが、だから先ほど栗栖さんが言われたように、保安庁のどこかに、そういう借り方をする場合に国会の承認をあらかじめ得るべしといつたようなことをきめる必要があるのじやないですか、その場合には。

○政府委員(佐藤達夫君) それは今出ました問題で、実はちよつとも頭に考えて来なかつたのであります。先ほど来お答えしたところの筋道とはこれは違つた筋道で考えなければならぬことであらうということだけを申上げておきます。

○波多野鼎君 そうすると意見長官は、若しそういうような条件で借りなければならぬ場合には、政府が勝手にただ国会に諮らずに勝手に借りて、あとでこれだけ買入代金を拂わなければならぬといつてあとで持つて来ることはいけない、一種の予算ですから、あらかじめ国会の承認を得ておかなければならぬというふうな意見だと了解してよろしうございませぬか。

○政府委員(佐藤達夫君) ここで即座に政府の意見なりとして私が堂々たるお答えをする勇氣と申しますか自信はございませぬけれども、大体まあお話を聞いておきますと、そういう方向で考えざるを得ないのじやないかという氣持を持つております。

○波多野鼎君 それじや明日までに一つ考へて来て、明日堂々たる意見を述べられることを希望しておきます。

○三好始君 ちよつと外務大臣にお伺いしたいのですが、政務次官が衆議院の外務委員会に私的な契約の形にするとかいような表現を使つて、それを聞かれておるのですが、外務大臣の見解としては、日米国家間の協定という形では、私的なものではなくして処理して行きたいという御見解なんですか、その点をちよつと伺つておきたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはいろいろの形式がありまして、各国でやつておるのもいろいろな形です。又そうでなくおるのがありますし、又そうでなくして国家間の協定のような形です。おるのがあります。これにつきましても運輸大臣のほうでだん／＼具体的に話がつまづつて来ますれば、それをどういう形にしたらよろしいかということについては私も十分研究して意見を述べたいと思つております。今のところまだ具体的に形ができておりませぬので、ちよつとどういふふうにしていか、又日本側だけの関係でもありません、これはアメリカ側にもあります。法律的な関係もあると思ひますから、両方比まして適当なところに落ち着けたらいいと思つております。

○三好始君 午前中外務大臣の御答弁によりまして、アメリカの艦艇貸與法のことについては、何にも通知を受取つておらない、こういうふうなことを申されておるのであります。これはアメリカ側から通知を受取つておらないという意味で申されたのだから、私は了解いたしましたのであります。日本大使館なりその他在外公館から何にも連絡がないのかどうか。アメリカ下院の軍事委員会が艦艇貸與法が提案になつてそれが可決されたということは新聞報道で伝わつていようでありませぬが、そういう状況について大使館その他の公館から何にも連絡がないのですか。或いは外務省当局としてこのことに関して報告を求めたことがないのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これにつきましても法案がかかつたとかという話は無論聞いております。聞いておりますが、それはただ日常始終話合つたときの情報みたいなものであります。公式に、例えば公文を持つて来たとか、そういうふうな関係は全然まだございませぬ。

○三好始君 こういう重大な問題についてアメリカ大使館のほうから何にも報告がないし、こちらからも報告を求めないといふことであれば、一体在外公館というのは何をするために設けるのかわけがわからなくなつて来る。私は当然に何らかの連絡がすでにあつたものと今まで考へておつたので、併し、そういう点についての公式の内容に亘つての報告がないといふことであれば、外務関係の事務の運営の仕方に非常に疑問を持つて来るという考へがするのですが、今までもこういうことでもよかつたのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) いや、私のお答えしましたのは、米政府から連絡があつたか、通知があつたかというから、それはまだないといふのであります。在外公館つまりワシントンの大使館等からは法案が出てその内容がどうであるといふような電報は来ておりませぬ。併しそれは大体まだそう詳し

く聞いておりませんから新聞に出たような種類のものでありませうけれども、来ておることは来ておるのであります。併しこれはただ情報として来ているのであります。まだ決定に至つてないといふことは了解しております。

○三好始君 新聞には相当詳細に報道されているのですが、アメリカ力にある大使館から来ていられる情報なり報告といふのは新聞に出ていられるものと同じ内容のものであると了解していいのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 大体同じ内容のものであります。恐らくアメリカの大使館は法案を送つて来ましたが、例えはそれに関するいろいろの新聞の報道の切抜きをつけて、そうしてまあそれに関する知つていられる限りの情報といふか、そういうものをつけて送つて来るのであります。日本の新聞に出ておりますのはそういうものを向うで見まして電報にして来ているのですから、大体内容は同一のものであります。

○上條愛一君 外務大臣にお尋ねいたしますが、アメリカから借入れる軍艦の問題について、閣議で問題になつた点はどういう内容の点が問題になつたかお話を願いたいのです。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私の記憶しておりますのは、運輸大臣の提議で、運輸大臣のほうで海上のいろいろの警備の關係上、或いは水難救助の關係上船が足りない、そこでいろいろのそのとくに計画としての案を提示されたやうであります。例えば今持つていられる甲板をもつと丈夫にしてそこに必要な裝備をする、これには何か月かかつかいは新しい船を作れば何か月かかつか

て幾らかかるといふやうないろいろの研究がありまして、それに関連して米側から船を貸與してもらえば非常に早くこういうほうの整備が完了する、でき得る限りそういう方向で話を進めてみたい。差当り考えるのは、十隻の比較的大型の船をそれから五十隻の比較的小型の船と、こういう交渉をいたしたい、こういう趣旨と記憶しております。

○下條愛一君 これは私はいざれば後に内閣委員会の議事録を調べてお尋ねしたいと思つてお尋ねしますが、前国会において海上警備隊の問題が起りましたときに、大橋國務大臣は明らかに、千五百トン級十隻と二百五十トン級五十隻はアメリカ政府から貸與の承認を得て近いうちに、それも最近のうちに、その船が日本に到達する、それであるからして海上保安庁設置法案といふものは速かに決定を願いたいという答弁でありました。今村上大臣のお話を聞くと、これからアメリカに対して借入の交渉をするというやうなお話でありましたが、それがそう了解して差支えありませんか。

○國務大臣(村上義一君) 最初閣議でこの話は、私の就任前のことはしかと存じませんが、予算閣議において大体方向がまとまりまして、予算に計上して閣議に計上したのであります。全部船はアメリカから無償で借入れられる見通しがあるからそういうこととしたというので、ただ人員、乗組員及び燃料等の手配を予算に計上した次第であります。で、閣議で承認を受けてお尋ねの併行してその後話を進めて参つたのであります。今から始めるというのではないのであります。今日までに若干の

話合は進みつつある次第であります。○上條愛一君 なお、もう一度念を押しておきたいと思つたのは、大橋國務大臣が十隻と五十隻の具体案を出して内閣委員会で説明せられたについては、正式の決定は見ないといひました。正式の決定によつてアメリカ政府において十隻、五十隻といふことは承認を得たものと私も信じて、大橋國務大臣が前国会において内閣委員会で言明されたことを信じているわけなので、村上運輸大臣の話によりますと、この問題は内交渉の程度においても、アメリカの承認を得たのであるかどうかといふことをお尋ねいたしておきます。

が、外務大臣はこの点どういふふうに考えておりますか。○國務大臣(岡崎勝男君) 話合はまだ具体的にまとまつておりませんから、その内容について具体的に見ないと言えませんが、先ほども申しました通り、国と国との協定のやうな形でこれが行われている場合もありますし、そうでなくして行政官庁間の話合で行われるという場合もあるものであります。これは事の大小はいろいろあります。これは行政官庁が話合でいろいろの約束をし、又いろいろの取極めをし、貸借を行うといふことは、これは決してないことではない。尤も今度の問題はそんな簡単なものではなくして重要なものだという内容の差はある。併し形式的にいえば、今申したやうなどちらのやり方もあり得ると考えております。これは具体的に話合の模様を見て結果を見てみないと私にはつきり申上げられないと思つております。

○三好始君 それでは将来の問題は別として、現在の警察予備隊等が貸與を受けている武器の關係をどういふふうで処理して行くかの問題であります。占領下であればともかくすでに講和條約が発効して独立した今日の段階では、やはり国家間の協定なのか或いは予備隊当局とアメリカの軍当局との協定か、いずれにしても貸與の法律關係を明らかにしなければならぬ、この點をどういふ状態で置かれていられるかというところが政府当局からはつきり説明を伺つたことがないのであります。聞きましてもつきりしておられないやうな御答弁なのであります。これは一応は

○國務大臣(岡崎勝男君) 話合はまだ具体的にまとまつておりませんから、その内容について具体的に見ないと言えませんが、先ほども申しました通り、国と国との協定のやうな形でこれが行われている場合もありますし、そうでなくして行政官庁間の話合で行われるという場合もあるものであります。これは事の大小はいろいろあります。これは行政官庁が話合でいろいろの約束をし、又いろいろの取極めをし、貸借を行うといふことは、これは決してないことではない。尤も今度の問題はそんな簡単なものではなくして重要なものだという内容の差はある。併し形式的にいえば、今申したやうなどちらのやり方もあり得ると考えております。これは具体的に話合の模様を見て結果を見てみないと私にはつきり申上げられないと思つております。

やはり国家間の問題として明らかにしなければいけないのではないかと思つておりますか。○國務大臣(岡崎勝男君) これもやはり船の問題と同じことでありまして、どういふ形式にするかといふことは将来の問題と思つてお尋ねする。実はこういうやうな切替の問題がありますので、一つは平和條約に九十日という期間がありまして、その間に法律關係も調整いろいろの事態の変化に合うやうに措置を講ずる、こういう意味もあれに入つていられるのであります。恐らく私の聞いているところでは、只今閣議当局でそういう問題についてつきりに研究を進めていられると了解しております。

○三好始君 只今九十日という言葉が出ましたが、これは占領軍の撤退といふこと以外にどうした武器の貸與の問題についても九十日の範圍内で解決しようといふ見解の下に政府は今この問題の処理を進められているのですか。こういうふうにご了解していいのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) この問題を特に言つたわけじやありませんが、九十日といふのはただ撤退をする期間といふのではなくして、いろいろのその間に例えは蓄積物、貯蔵物を処理しなければならぬといふこともあります。或いは或る施設のこわれているのを直して返さなければならぬといふ問題もありません。その間に法律關係を調整するといふ問題もありません。いろいろの關係でこういう期間が設けられているのであります。必ずしも私は九十日間にそういうことをつきりさせるかどうかといふことについては、主管官庁である予備隊当局

が、外務大臣はこの点どういふふうに考えておりますか。○國務大臣(岡崎勝男君) 話合はまだ具体的にまとまつておりませんから、その内容について具体的に見ないと言えませんが、先ほども申しました通り、国と国との協定のやうな形でこれが行われている場合もありますし、そうでなくして行政官庁間の話合で行われるという場合もあるものであります。これは事の大小はいろいろあります。これは行政官庁が話合でいろいろの約束をし、又いろいろの取極めをし、貸借を行うといふことは、これは決してないことではない。尤も今度の問題はそんな簡単なものではなくして重要なものだという内容の差はある。併し形式的にいえば、今申したやうなどちらのやり方もあり得ると考えております。これは具体的に話合の模様を見て結果を見てみないと私にはつきり申上げられないと思つております。

の意見を聞かなければわかりませぬけれども、一つはそういう問題も入つて九十日という規定があるのだということとを申し上げたのであります。

○三好始君 保安庁法案と関連して海上公安局法案が出されておりますが、海上公安局は保安庁に所属した一つの役所であり、その保安庁に所属している海上公安局というものは国家行政組織法上どういふ根拠を以て設けられているのか伺いたい。

○國務大臣(野田一君) それは保安庁の附屬機関であります。

○三好始君 国家行政組織法によりますと、外局の庁にも或いは委員会にも附屬機関を設け得ることにはなつておりますが、この種の局を附屬機関として設けるのは、国家行政組織法は許容しておらないと私はさういふふうに思ふのであります。その点行政管理局長官としての見解を明らかにして頂きたいと思ふのであります。

○政府委員(中川融君) 私から代つてお答え申し上げますが、第八條にはいろいろな機関を置くことが書いてありまして、審議会、協議会、試験所、研究所、文政施設、医療施設その他の機関を置くことができる。今度設けようといはします海上公安局或いは現に設けられております警察予備隊、かようなものはその他の機関というところでも置くことになつておるわけでありませぬ。

○三好始君 第八十條は今中川さんが申されたようにたしかにその他の機関を置くことができるという表現はしてあります。併しその他の機関というのは今までの場合における政府の考えかた、例えば陸海空軍その他の戦力、

こういう場合のその他という考えから言ひましても、前に挙げたものを例示して、それをうけた表現であるような見解をとつておるんであります。その他という言葉は何に續いておるかとお申しますと、「審議会又は協議会」として括弧して「諮問的又は調査的なもの等第三條に規定する委員会以外のものを云う」とこれは第三條に規定している委員会とは性格が違つて、全く諮問的或いは調査的な軽い意味の審議会、協議会を指しているわけでありませぬ。

それに次いで「及び試験所、研究所、文政施設、医療施設」さういふものと並べて海上公安局というやうな相当な大規模なものに他に入られておるということになりませぬ。国家行政組織法第八條で設け得るところの附屬機関は、殆んど何でも設けられるとさういふことになりはしないですか。余り擴張解釈にすぎない感じがするのですが、この点如何ですか。

○政府委員(中川融君) 今お話になりました通り、八條機関で例へば警察予備隊ということになりますとか、或いは海上公安局というやうな問題になりませぬとか、いろいろここに例示的に挙つております審議会、協議会等と比べますと、非常に性格の違つたものを置くことができるということに解釈いたします結果として、御指摘のやうに考へようによりましては何でも置くことはいふやうなふうな感じを興えることはその通りですけれども、国家行政組織法の法律を通じまして行政機関の種類というものを非常に限定いたしてあります。さうしてその種類といたしましては従来旧制度の下におきましてより非常に或る意味で嚴格に規定してお

ります結果、どうしてもそれらの規定の中に入り切らないものがある／＼出て来るのは止むを得ないところではないかと考へます。現に法務府に置かれておられます検察庁のごときも、これは何であるかといふことになりませぬ。非常に異常に苦しいものでありまして、結局我々としたしましては検察庁もこの八條機関であるといふやうに解釈いたさざるを得ないといふことになつておられます。同様に現行法の問題といたしましては、警察予備隊のごときも第八條機関としてできておるものであります。元来でありますならば、今回の海上公安局のやうなものはむしろ外局の措置のほうか或いは適當でないかとも思われるのであります。国家行政組織法におきましては、御承知のやうに外局には更に外局を置くといふことが許されておらないのであります。これはこの八條のその他の機関といふことを或る程度広く解釈することによりまして、むしろ国家行政組織法自体を体系として生かして行くゆへにはないかといふやうに考へておるわけでございます。

○三好始君 さういたしますと、事実上国家行政組織法の体系が崩れて行くことを認める、さういふことになりはしないかと思ふのであります。むしろさういふことであれば、国家行政組織法は必ずしも絶対のものではないのですから、国家行政組織法自体を再検討するなりして筋を通す必要がありはしないか。余り擴張解釈をして国家行政組織法の根本的な建前を事実において他の個々の法律で崩してしまふといふやうなことは、恐らく問題があるのではないか。だから御説明の通り受取る

といはしましたも、附屬機関としての海上公安局に更に附屬機関としての海上公安大学なり海上公安学校、海上公安訓練所と、さういふやうなものが置かれるといふことにもなるので、非常に屋上屋を重ねるといふことが、無理なやうな附屬機関の擴張解釈から超つて来るのではないかと思ふのであります。この点もう少しはつきりしたことを説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(中川融君) 御承知のやうに、我々といはしても、八條のその他の機関といふものは、どんなものでも入れていふやうな意味には考へておられないのであります。尤もこれはでき得るだけその性格は限定いたしたいといふやうに考へておられます。御承知のやうに、現在警察予備隊或いは今度の保安庁の附屬機関として置かれます保安隊といふやうなものは、一つの隊といふやうな組織、かようなものでございませぬ。或る意味におきまして今回設けます海上公安局もさういふ意味におきましては似かよつたものである、さういふやうに考へておられます。それからその他の八條の機関としておきますものはできるだけ行政事務的なものを余り行わぬやうなものであるといふやうに考へておられます。今回の行政機構改革の案におきまして或いは人員とか大ききさといふ点におきましては相当な大ききものでありませぬ、現実といはしまして行政事務的な色彩の比較的に薄いものをこの機関といふこととしておられます。行政組織法全体としての体系は崩さないやうに心がけておる次第であります。

○三好始君 運輸大臣にお伺ひしたいのですが、海上公安局はむしろ運輸行政に關連する一環として運輸省の外局におくという機運があり得るのじやないかと思ふ。むしろこの軍隊的な性格を持つた保安庁の附屬機関にするよりは、そのほうが筋が通りはしないか。さういふ見解が成立し得ると思ひますが、運輸大臣のお考えを一つ承りたいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) 御意見として今拜聴いたしましたのであります。航海の安全といふ業務と警備救難といふ業務に二大別できることは御承知の通りであります。航海の安全といふ問題から申しますと、今お説の通りだと思ふのであります。今現在の海上保安庁におきましては全く航海の安全と警備救難といふものに二大別できる職務を行つておるのであります。ただお説のやうな考へかたもありません。この航海の安全といふ業務の中から燈台、標識の管理維持、又水路部の仕事、これらを運輸省にとどめまして、他を新たにできます保安庁に移して海上公安局ということに相成つた次第であります。もと／＼現在の海上保安庁におきましては警備救難の仕事につきましては勿論海難の救済といふやうな仕事はお説の通りだと思ひますが、併し一面におきまして漁船の保護或いは密航の取締といふやうな農林省關係の業務もありません。又密入国の取締といふやうな外務省系統の仕事もありません。更に密貿易の取締といふやうな大蔵省系統の仕事もありません。併しそれ／＼關係大臣の名において公布されております法令に準じて作業をやつておるやうな次第であります。この米國式のコースト・ガードの建前をとつたゆへんは、実はパトロー

の意見を聞かなければわかりませぬけれども、一つはそういう問題も入つて九十日という規定があるのだということとを申し上げたのであります。

ルの設備、つまり船舶を幾通りにも持たなければならぬを一括して処理するという便宜主義と申しますか、節約主義と申しますか、設備の点から来ておる次第でありまして、そういう観点から今日新たな海上公安局の仕事のうちにも多分運輸省で所管すべき仕事もあるでありまして、お説のような点も多分にあるのであります。が、今申述べましたごとく他の各省にも関係のものがあるのであります。ただ便宜上保安庁に移すことが便宜であるという見地から新保安庁の外局として処理するというに相成つた次第であります。

○上條愛一君 部分的なことですが、運輸大臣にお尋ねいたしますが、運輸省の海運局の問題であります。我々無論行政機構の簡素化には賛成でありましてその実現を希望いたしておるのであります。海運局のごとき機構は、独立後において日本の海運業がますます発展をいたして参ると思ひますし、それから四面海である日本といふことは、この海運局の所轄する仕事というものは、重要な加えらるる考えられるわけでありまして、現在御承知の通り五部を置いておられるわけですが、今度行政組織法の部を廃止するという趣旨に則つて部を廃止する。我々はこゝろで海運調整部というものは残しておいてもらいたいという希望を持っております。殊に今度海上保安庁が若し保安庁の設置と共に廃止されるという事になりますれば、海運局としては海難防止の仕事も附加されて来るのではないかと思ひます。又今度の機構改革で公共船員職業安定所は廃止せられまし

て、これが説明によりますると地方海運局にそれ／＼分属されるということのようでありまして、そういうことを総合してみますと、海運局は次長も置かず部も廃止してこれら広範に亘る海運の業務の仕事海運局で果して完遂されるのであらうかどうか、ということをお尋ねするに疑問に思ふのであります。我々は非常に疑問に思ふのであります。この点について大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○國務大臣(村上義一君) お説の通り日本の立地条件から見まして、又日本の財政の收支から見まして海運が盛んでなくちやならん、又海運の従つて仕事が多量に広範であるといふことはお説の通りであります。特に過渡の戦争によりまして日本の海運は殆んど絶滅状態に相成りまして、今そういう関係もありまして特に海運関係の仕事は力を注がなければならん現状にあるのであります。今海運関係の仕事は運輸省におきましては海運局とそうして船舶局と船員局と三つに分れて広い意味の海運行政を処理しているような次第であります。この三つの局に海運局の仕事が分れておられますが故に現在調整部というものを設けて、併しその所屬は海運局にあるのであります。三つの局の調整を図るという使命を持たして実はやつておるのであります。これを一般の今回の行政機構改革の基の方針の一つとして部を廃止するということに相成りましたが故に、今後これらの仕事は事務次官が直接に処理して行かんければならんということに相成るのであります。そういう意味で今後最善を盡してその必要にこたえたいと考へている次第であります。

○上條愛一君 これは大臣も御承知の通り海運局は十の地方海運局も持つておられるわけでありまして、大臣としては今度の機構改革によつていづれ部を廃止するということになれば、課の編成替えもしなければならぬだらうと思つておられますが、我々はその課の編成替えがどういふふうになるかということもまだ承知しておりませんので、これは極めて抽象的の御質問になると思ひますが、海運行政を機構改革のままで無論大臣としては完遂するといふ御自信であらうと思ひますが、我々は少しこゝろ機構改革によつて、こゝろ将来重要な仕事であり、殊にこれは仕事が多量に広範に行きつあるといふことが明白な海運局が、部も廃し次長も置かず実際にこの運営が完遂されるかどうかといふことについては疑問が多いのでございまして、こゝろ御考慮を願ひたいと思ひます。我々もよくなお事務当局からでも、機構改革のちにおける海運局の機構について若し詳細に御説明を承る機会ができれば、それに従つて機構改革の問題も十分な検討を加えたいと、こゝろ考へておるのであります。質問と同時に希望を申し上げておきます。

○國務大臣(村上義一君) 前刻御指摘にもありましたのですが、現在の海上保安庁の仕事の中から船舶の検査でありますとか、或いは船員の試験であるとかいふようなこれも航海安全の部類に属するものであります。これらそれ／＼今回の船舶局又船員局に移るのであります。自然お話の地方海運局内にそういつたような仕事があつて来るということもあります。とにかく現在の使命は極めて重大であるといふことを痛感いたしておるのであります。適当な課制を設けて、併しながら大体において現在の課制度が適切であると考えておるのであります。が、最善を盡して国民の御期待に副いたいと考へているような次第であります。

○委員(佐藤達夫君) 結ぶについて。○波多野君 それじや結構です。○國務大臣(野田卯一君) 普通そういうときにコンヂンショナルに契約を結ぶ場合が相当あります。○波多野君 まあいい條件付きの場合もあるかも知らんが、財政法の解釈としては佐藤長官の答弁の通りと了承しておきます。○補見義男君 私はちよつと速記をためて頂きたいのですがね。○委員(河井彌八君) じや速記をためて下さい。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどのお尋ねに對しましてお答えを留保いたしておりましたが、その点についてお答えを申し上げます。先ほどの御設例は、船を借りてその返すときに必ず日本が買取るといふことを借りる際に約束をした場合に、その約束はどういう手続でやるかといふように承つておつたのですが、それはこの財政法で申しますと、国庫債務負担行為としてそういう場合にあらかじめはつきりその契約に出しております場合には、国会の議決を要するといふに、財政法の適用上さうなことになるかと考へるわけでありまして、○波多野君 例え今年八月に契約を結ぶ、その契約の内容は三年間は無償で貸與する、三年後にそのときの価格か何か一定の価格で日本が買取るといふ契約を今年の八月に日本はしますね。その場合に今年の八月に国会の議決を経なきやならんのですな。

○政府委員(佐藤達夫君) その契約を結ぶことについて議決を要することになります。○波多野君 議決を、いや、契約を結ぶときに議決を要するのでしようね。

○委員(河井彌八君) 速記を始めて下さい。それでは七時半まで休憩いたしましませう。午後六時六分休憩。午後八時九分開会。○委員(河井彌八君) 休憩前に引續いて内閣委員会を開会いたします。議題は先刻議題に供しましたうちで保安庁法案及び海上公安局法案を議題といたします。法務総裁が御出席でありますから法務総裁に對して御質疑のあるかたは御発言を願ひます。○三好始君 お破れのようにありますから坐つたままで御答弁願ひます。現在審議中の保安庁法案は技術的にもいろいろ問題があるわけでありまして、何と申しましても根本的な問題は警察予備隊で、問題になりました憲法九條との関係でございます。保安隊、警備隊になりますといふと、一層明瞭な形で問題になる。こういうところに最も根本的な問題があると私たちが考へ

法務總裁の御意見を伺いたいと思ふ次第であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えい

たします。保安隊は御承知の通り警察予備隊の変態とも申しましようか、名は変つておるのでありますけれども、實質において我々は変つていないと心得ておるのであります。御承知の通り今度の保安庁法によりましてその定義付けをやつておるのであります。要するに國家の保安、秩序を維持するために設けられたものであります。根本的の性格においては警察予備隊と全然異なつておる御承知のものと分かつておる。ただ實質において幾らも多少前と異つておることは御承知の通りであります。我々はこの憲法第九條の關係において、いわゆるこれは未だ戦力に相当すべきものではないと、かように考へております。憲法問題は起らないと、こう解釈しておるのであります。

○三好始君 問題は、警察予備隊でも問題になつたように、果して予備隊にしましても、今度の保安隊、警備隊にしましても、これは憲法第九條第二項にいう「その他の戦力」に該当するものではないか、こういうことなんでありまして、これについてすでも世間に知れ渡つておるうちに、内閣としましては、従来いわば客観説ともいいますか、近代戦を有効適切に遂行し得る編成整備を持つたものが戦力である、こう定義をとられておると了解いたしておるわけでありまして、私たちがそういう客観的な定義だけでは説明し切れないものが考えられるのではな

かるうか、たとえ政府が考へておられたような客観的な戦力という定義に当てはまらないような微弱な武力にいたしまして、外国から侵略を受け

た場合にこれに抵抗するのだ、或いは申立侵犯なり國際紛争の強制的処理を受けた場合に、これに対して自衛のための実行行動をとるのだ、こういう意図の下に設けられた武力であれば、これは政府が定義している近代戦遂行能力に達しなくても、第九條にいう戦力じやなかるうか、こういう考へ方を突はとつておつたわけなのであります。先般内閣委員会で大橋國務大臣に質問しましたところ、結論的にはこれを認めたのであります。純粹な客観説をとられておつたのに対して、いわば主観的に外敵に對抗する意図があればこれも憲法第九條にいう戦力として許されるのだということを認めました。これを速記録で一応念のために申上げておほうが問題がはつきりするかと思ひます。一応關係部分だけを讀んでみたいと思ひます。この速記録は印刷ができておらないので、速記録で写して来たままを申上げるのですが、大橋國務大臣が、私の先ほど申したような趣旨に対してこういう答弁をせられたのであります。「御質問にお答えをいたすには、私どもは戦力という問題をもう一段掘り下げる必要があると思ひます。例えば今日仮に日本が戦争を遂行する、併しそれは自衛の戦争である、こういうふうなために近代戦を遂行し得るだけの程度に達しない部隊を持つた、そういう場合に、これは憲法違反であるかないか、こういう御質問だるうと存じますが、そういう意図のため持つた場合においては、これも又憲

法違反であると、こう言わざるを得ないと思ひます。例えば警察予備隊を戦争をするということのために組織をして行くということになりますれば、その組織の過程において、初めは何もないところからだん／＼まあ武器が殖えて来る、そうすると近代戦争遂行の程度まで装備が擴充されて来ると、こういうことになり、いつから憲法違反の状態が生じたか、こういうことになりますれば、それはやはり戦争の意図を以てそうした組織を作り上げることになり、違反の状態が生じると、こういうのが先ず自然であらうと思ひますので、その場合における政府の意図というものを、やはり戦力を判定する一つの重要な資料として十分に検討してみることがあるだらうと存じます。こういう答弁をされておられます。それについて更にもつとはつきりした形で「近代戦争遂行という程度にならなくとも、日本の政府自身が、或いは日本国みずから戦争を遂行するということに頭を置いておつたものを作れば、やはりこれは憲法に違反すると、こう考へることが自然だらうと思ひます。」「こういう表現をせられておられますが、それは更に質疑応答が進むにつれていろいろな形で同じことを更に明確な表現をされて、いわば意図を持って戦力だ」という主観説を認められたのであります。これは木村法務總裁が今まで申された来た客観説を修正する、或いは客観説に主観説を加えるという結果になつたと思ふのですが、外敵に對抗する意図がはつきりしておれば、やはり憲法第九條にいうところの戦力として許されないのであるか、こう考へ方に対して、

木村法務總裁のお考えを承わりたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えい

たします。大橋君はまさにその通り言つたものと考へます。速記録にあるのだから……。併し大橋君の言わんとするところは、恐らく保安隊ですね、これはさつき私が申上げたように、國內の保安並びに秩序維持のために作られたものであつて、競争目的のために作られたものではないのだから、従つてこれは憲法第九條の戦力に該当しないものだといふ、その導き方で私は言つたものと、こう推察するのであります。私はやはりこれはどうしてもそういう議論もありましようが、客観的に近代戦争遂行の能力があるかどうかというところで判断するのが妥当でないか、こう考へておられます。

○三好始君 今讀みました速記録だけから判断しても、一応大橋國務大臣は、警察予備隊なり保安隊の目的を離れて、第九條そのものの解釈論として主観説を認めたという結果になると思ふのであります。木村法務總裁はそういう主観説の入り込んで来る余地は全然ないのだ、客観説だけが正当な立場なんだといふお考えなんではないか、その点……。

○國務大臣(木村篤太郎君) それで私が客観説をとるのであります。現

○三好始君 問題は第二段の問題として考へて行きたいと思ふのですが、一応先ず前提としての憲法の解釈を明確にする、こういう必要を感じて今お尋ねをいたしておるわけなんでありまして、憲法第九條の解釈がもとになつて問題が起つておるわけでありまして、一応解釈自体を明らかにするといふ立場でお尋ねをするのですが、この点について大橋國務大臣が一応肯定した主観説に対して若し法務總裁が違つた立場をとられておるとすると、警察予備隊なり保安隊、警備隊の性格の最も根本に觸れる問題について何だか關内意見が必ずしも統一いたしておらないという印象を受けるのであります。その点如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えい
たします。大橋君はまさにその通り言つたものと考へます。速記録にあるのだから……。併し大橋君の言わんとするところは、恐らく保安隊ですね、これはさつき私が申上げたように、國內の保安並びに秩序維持のために作られたものであつて、競争目的のために作られたものではないのだから、従つてこれは憲法第九條の戦力に該当しないものだといふ、その導き方で私は言つたものと、こう推察するのであります。私はやはりこれはどうしてもそういう議論もありましようが、客観的に近代戦争遂行の能力があるかどうかというところで判断するのが妥当でないか、こう考へておられます。

○國務大臣(木村篤太郎君) そういう議論も一応は成立つたらうと考へておられますが、私はこれはどこまでも客観説をとつて行く考へであります、こ

○三好始君 考へておるのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 憲法論としては或いはそういう議論になるかわかりませんが、保安隊が憲法第九條に違反するかどうかという点においては結論は私は同じであらう、こう考へております。

○三好始君 問題は第二段の問題として考へて行きたいと思ふのですが、一応先ず前提としての憲法の解釈を明確にする、こういう必要を感じて今お尋ねをいたしておるわけなんでありまして、憲法第九條の解釈がもとになつて問題が起つておるわけでありまして、一応解釈自体を明らかにするといふ立場でお尋ねをするのですが、この点について大橋國務大臣が一応肯定した主観説に対して若し法務總裁が違つた立場をとられておるとすると、警察予備隊なり保安隊、警備隊の性格の最も根本に觸れる問題について何だか關内意見が必ずしも統一いたしておらないという印象を受けるのであります。その点如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 閣内で意見を異にするところまでには参りませんが、私はこの具体的問題として取扱う場合にどうあるべきかということでは閣内の意見を統一することが必要である、こう考えておりますが、純粹の憲法論をいたしましては、私はやはり客観説を維持しておるわけでありませぬ。

○三好始君 それでは次の問題に入りますが、憲法第九條第二項後段に「国の交戦権は、これを認めない。こゝういふ表現をしておるわけでありませぬが、政府はしばしば外敵が侵入して来た場合に、これに対して予備隊であるが保安隊であるが、又一般の警察予備隊であるが、抵抗するのは当然だといふような説明をされておると思ふのであります。これは常識的には自衛戦争だと思ふのだが、どうかという質問に対して大橋國務大臣は、戦争ではないといふことを言われております。恐らくこの点については木村法務總裁も同じような立場を従来説明されて来たと思ふのであります。自衛戦争と予備隊なり保安隊の自衛行動とは、どういふところに違いがあるのでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは御承知の通り国際法上のいわゆる戦争と見るかどうかという問題でありませぬ、外敵が不意に宣戦を布告せずして、或いは宣戦を布告した場合には、これは自衛権の発動として、日本の国民であればこれは何人といふことも恐らくこれに対して防禦的行動に出ずるといふことは当然であらうと考へております。従いましてその場合には

普通の警察であらうと、或いは警察予備隊であらうと、今度改称される保安隊であらうと防禦の任に當るといふことは当然でありませぬ、ただこの場合にはいふやうな正式の国際法上認められた戦争はありませぬから、憲法第九條末項の交戦権、これから出るいろ／＼の権利義務といふものは法律上發生せる筋合いでない、こゝ解釈しております。

○三好始君 これは法律専門の立場にある法務總裁にお尋ねするほうが適當だと思つて、大橋國務大臣に対する質問を或る程度でとめて置いた問題なんです、そういう場合に、外国軍隊が日本の国内に入つて来て、警察予備隊なり保安隊がこれと實際上の突力による衝突をする、日本の部隊が抵抗手段に出るといふ場合に起つて来る法律關係は、私たちの常識から判断しますと、この場合、国際法上の問題である、まあこゝういふふうに考へて、従つてこれは宣戦を布告したにせよしないにせよ、やはり国際法上の一つの広義の戦争といふふうな考へなければいけないのじやないか、だから適用される法規もこゝういふ場合には国際法も秩序破壊の狀態に適用されるものとしてのまあ戦時国際法がそこに考へ得られるのじやないか、こゝういふ見解を述べたのに対して、大橋國務大臣は、日本の国内治安確保の問題として国内法規が適用になるのだ、こゝういふ見解を述べられた。法務總裁はやはり外敵侵入によつて起るこゝろの法律關係は国内法規の適用を受ける問題なんだとお考へなんでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) その場合には要するに国際法上發生すべき、或

いは捕虜取扱問題とか或いは捕獲警檢の問題とかといふ問題は起らないであらうと我々は解釈いたしております。

○政府委員(佐藤達夫君) その前提問題をお願い申上げますが、この自衛行動といふ広い言葉でございませぬけれども、御承知の通り、この戦時国際法と平時国際法とがございませぬ。平時国際法の面におきましても自衛行動といふものがあります。それからそれに伴つて復讐行為とか警察行為とかといふことは、それは平時国際法の本に出しております。自衛行動の中で平時国際法で賄われる部分と戦時国際法において賄われる部分と二つあるわけでありませぬ。従いまして通常想定される問題は、むしろ戦力を持たないわけですから、通常の場合におきましては平時国際法にこゝろの自衛行動といふことが或いは今の場合に当てはまることであるであらうと思ひます。

○三好始君 そゝういたしますと、日本の警察予備隊なり、今度できる予定の保安隊の隊員が侵入軍に捕えられたやうな場合が起つて来る。法律關係は、これは国際法上の捕虜とは全然別の立場に立つことですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは學說はいろ／＼ございませぬ。国際法の問題でございませぬから、こゝういふ見解がございませぬ、一致したものはございませぬ。或る學說によりませぬと、平時国際法上における自衛行動の場合にはやはり一種の突力行動がお互いに起るわけですから、戦時国際法の準用があるといふことを言つておる人もありますし、又他面をこゝういふことは別に離れ

て、いわゆる一般の国内法の場合における正当防衛とか緊急避難といふ原則がございませぬ。そゝういふ原則でそれが国際的に働いて律せられるであらうといふやうな考へ方がいろ／＼あるのございませぬ。憲法の御審議の際の金森さんの答弁では、むしろ正当防衛といふやうな原理がそこに働くであらうといふことをお答へいたしております。

○三好始君 日本の部隊が侵入軍を捕えた場合に捕虜の待遇を與えるのですか、それとも国内法によつて、例えば強姦罪とか、殺人罪とか、その他の一般刑法を適用するのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 通常まあ暴力を以て入つて参りまして、そゝうして暴動を起すといふやうな面は、これはあるわけでありませぬ。その面から言へば、今の治安維持の面からいたしまして、国内法においてそゝういふことが行われるといふ、日本の刑法の適用になる範囲内においてそゝういふことが行われれば、或いはそのほうの処罰なり制裁の規定が働くといふことのほうは普通の場合で通常であらう、普通であらうといふふうな考へられるわけでありませぬ。

○三好始君 若し侵入して来た国家が宣戦を布告した場合には、国際法上の交戦状態が起ると考へられますが、その場合には日本の地位はどうなりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも又実にお尋ねしたいのですが、これは佐藤長官からお答へを頂いても結構です。政府がこゝういふ解は、繰返して申しませぬ、近代戦を遂行するに足る能力が憲法第九條第二項に、こゝういふわけですが、第二項は勿

ますが、そゝういふ国に或る国が宣戦を告げた場合に、一体どういふやうになるだらうかといふやうな問題とこれは同じやうな問題でございませぬ、こゝういふことは、又我々として論じた人もありませんし、よつと想像できませんものから、深く考へたことはございませぬが、これは非常にむづかしい問題であらうと考へませぬ。

○三好始君 只今の問題には直接のお答へがなかつたのでありますが、仮に憲法第九條による戦力が、近代戦を遂行するに足る編成裝備を持つたものと、相当大規模な重裝備を施した部隊も、近代戦遂行能力に達しないものと政府は判断して、現行憲法のままで部隊を保持しておる。これは客観的に、或いは外国から見れば相当充実した実質上の軍隊なんだといふ考へ方を持つて来るといふことも恐らくあり得ることだと思ふのです。そゝういふ場合に、日本も将来国際紛争の当事国にならんといふ保証は全然できないわけでありませぬ、宣戦を布告されるということが仮定の問題としてあり得ないといふふうには言えないケースだと思ふのでありませぬ、私はこの問題に対して明確なお答へがないといふのは、実は少し政府の理論的な立場として満足できないやうな感じがするのです。

論第一項を受けて設けられた規定である。ところが第一項で放棄されておるといふのは、決して戦争だけを放棄しておるといふのではない、国権の發動たる戦争と武力による威嚇、それから武力の行使、三つの行為を挙げて放棄しておるわけであり、戦争以外に武力による威嚇或いは武力の行使、戦争に至らない武力の行使、この場合にはその大規模な部隊を動かすということでもなくともあり得ることであり、或いは武力の行使に使用される程度の実力部隊であれば、これは必ずしも近代戦遂行能力というふうには大きく規定されるべきものでなくして、小さいものでも可能なのではないか。だから近代戦遂行能力だけが第二項で放棄されておるといふような解釈は、余りに解釈の仕方としては不自然なのではないか、こういう感じをするのですが、これに對するお答えを承わりたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 申すまでもございませぬが、九條の第一項の今の御引用の所には、国際紛争の解決の手段としては武力を云々ということが挙げておるわけです。従いましうことが、国際紛争を武力によつて解決するといふことは禁止している、これは明瞭なことであり、そこで武力と戦力という結局問題になりませうけれども、これは見方によつては戦力と武力との文字を使い分けておるから、武力のほうが戦力よりも小さいものでもいいのだというところに或いは見ることも可能かとも思いますが、併し私はいずれにせよ、武力という言葉は常識的な言葉であらうとは思いますが、本体は何かということになりますと、

○三好始君 私は政府の戦力の定義の仕方、又は憲法の規定を離れた抽象的な戦力の定義をやつておる。こんな感じがして仕方がない。憲法全体の精神からは、一つもそういう解釈が生れる余地がない、こういうふうには私は思ふのです。仮に近代戦遂行能力という、実力の限界を非常に大きくここに置いた場合、日本の近辺の弱小国に対しては十分な脅威となり得るようなものが、政府の定義ではまだ近代戦に達しないのだということ、現行憲法のまゝ保持される、こういうことが起りはしないですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは結局数学的に表わし得る事柄ではありませぬものから、いろいろ御議論が出て来るわけでありませぬ。併しなからこの憲法に書いてあります戦力といふものを今日の目で見る場合には、今日の日本の置かれておる環境の下において、今日の武器の発達というふうなものを頭に入れて、そうして判断しなければならぬ、そうして申し上げて、政府の今までのお答え申上げてありますようなことが一応正しい定義付け

○三好始君 成るほど今日の第一流の武力を持つた国に比べれば、戦力の限界は非常に大きなものになるかも知れませんが、現在伝えられておるアメリカから貸與される艦艇フリゲート艦十八隻、上陸用舟艇五十隻、新開に東洋一の艦隊の出現だといふ言葉を使つて表現しておる。これは実際問題として、憲法で日本がみずから放棄し禁止した戦力は、強大国に對して考えられるような場合は余り問題にならないのであります。弱小国に對する脅威となり得るような戦力がむしろ憲法で本當に問題になるのではないか、こういうことから言いますと、私は政府のつておる非常に弾力性の強い、どこまで重裝備したら戦力になるのか、限界がさつぱりわからんような解釈の余地のある立場というものは、憲法の精神を曲げるものではなからうか、こんな感じがするのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もなようにも拜承できますけれども、今日の我々の置かれておる世界の情勢といひますと、そういう点から関連いたしました、この戦力を先ほど触れましたように判断するということになりませぬと、これはちよつと專断なようなことに考えられますけれども、例えば東大の法学協会の先生方が著わしております「日本国憲法の註解」というのがございませぬけれども、その中にもやはり今日の世界が極く数えるほどの強國によつて割拠されておるといふような今日の情勢においては、この憲法にいう戦力の基準も相当高度のものであらうということも學者も言つておるわけ

○三好始君 先ほど例に引かれた書物を十分に検討してございませぬが、「陸海空軍その他の戦力」といつた場合の「その他の戦力」に該当するものとして例え警察隊なるものが問題になる場合、純然たる国内治安維持のために設けられた警察隊が憲法九條にいう戦力なりや否やという判定の問題になつて来ますと、内乱を予想したりする新しい事態を予想して、殊に正規の軍備を持つておらん日本として、相當の国内治安確保のための充實した警察隊を持たなければならぬ。戦前軍隊があつた当時の警察を頭に置いて考へるわけには行かないといふことは考へられるのですが、そういう外敵を予想しない、国内治安維持のための実力部隊の戦力なりや否やという判定の場合、その限界がかなり擴大されて来たといふことは認めるのです。併しなから外敵を予想することが明白な場合には、むしろ裝備の程度、定員の程度と

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論理一点張りで申しますと、本當は一個中隊くらいにしか当らんものを陸軍と名附けましたところ、話にならんものから、私は名称に余りこだわること

○三好始君 只今私がお尋ねしましたのは、實質的に近代戦を遂行する力に達しない部隊に陸軍とか海軍とかといふ名称を持つた部隊が出現した場合に、これは憲法上どうなるかといふことをお尋ねしたのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論理一点張りで申しますと、本當は一個中隊くらいにしか当らんものを陸軍と名附けましたところ、話にならんものから、私は名称に余りこだわること

○三好始君 只今私がお尋ねしましたのは、實質的に近代戦を遂行する力に達しない部隊に陸軍とか海軍とかといふ名称を持つた部隊が出現した場合に、これは憲法上どうなるかといふことをお尋ねしたのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論理一点張りで申しますと、本當は一個中隊くらいにしか当らんものを陸軍と名附けましたところ、話にならんものから、私は名称に余りこだわること

○三好始君 只今私がお尋ねしましたのは、實質的に近代戦を遂行する力に達しない部隊に陸軍とか海軍とかといふ名称を持つた部隊が出現した場合に、これは憲法上どうなるかといふことをお尋ねしたのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論理一点張りで申しますと、本當は一個中隊くらいにしか当らんものを陸軍と名附けましたところ、話にならんものから、私は名称に余りこだわること

○三好始君 只今私がお尋ねしましたのは、實質的に近代戦を遂行する力に達しない部隊に陸軍とか海軍とかといふ名称を持つた部隊が出現した場合に、これは憲法上どうなるかといふことをお尋ねしたのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論理一点張りで申しますと、本當は一個中隊くらいにしか当らんものを陸軍と名附けましたところ、話にならんものから、私は名称に余りこだわること

○三好始君 只今私がお尋ねしましたのは、實質的に近代戦を遂行する力に達しない部隊に陸軍とか海軍とかといふ名称を持つた部隊が出現した場合に、これは憲法上どうなるかといふことをお尋ねしたのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論理一点張りで申しますと、本當は一個中隊くらいにしか当らんものを陸軍と名附けましたところ、話にならんものから、私は名称に余りこだわること

○三好始君 只今私がお尋ねしましたのは、實質的に近代戦を遂行する力に達しない部隊に陸軍とか海軍とかといふ名称を持つた部隊が出現した場合に、これは憲法上どうなるかといふことをお尋ねしたのです。

は如何かと思ひます。形式論から申しますと、併し大体陸軍と銘打ち、或いは空軍と銘打ちようなものになります。これは、これはおのずから常識論として、これは近代戦争を遂行する能力あるものというやうなものがそなたのたろうと私は思ひます。併しこれは常識論でございまして、お得意の形式論で申しますならば、どんな小さなものでも陸軍ということになつたら悪いのかということになつて、名称だけに捉われてそれを判断するのと同じだろうかという気持を持つわけでありませぬ。

○三好始君 一個中隊という例の引き方は少しおかしいと思つたのですが、十一万とか十八万とかというやうな実力部隊に陸軍という名称を附することは必ずしも不自然ではないと思つたのです。そういう場合に、実体は政府が仮に警察予備隊なり保安隊なりという名称を付けて持つておるものと変らないけれども、軍という名前が附いたという場合に、実体は同じであつて名称が違つ場合に、憲法上の立場は違つて来るか変らないかということなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) それは只今申しましたように、実体は明らかに陸海空軍に匹敵するやうな戦力に違ひない規格に達しておる。併しながら名前がたまに、先ほど引きましたやうに義勇隊とか何とかいうやうな名前になつておると言つたからといつて、名前がそれだからといつて憲法のお許しを得ておるのかといつて、決してそうではありませぬ。憲法に違反するといふものにそれはなりませぬといふことをはつきり申上げたところでありませぬ。○三好始君 私はそれと逆な形を聞いておるのです。実質は近代戦争を遂行

する能力に達しないものに軍という名前を附けた場合にどうなるかと聞いておるのです。
○政府委員(佐藤達夫君) それは先ほど触れました一個中隊をお笑ひになりまして、これは本当に理窟として考えますとむづかしいことで、竹槍のみを持つておるものに対して陸軍という名前を附けた場合も、これはいろいろ考えられるわけですが、そのところはどうか理窟で行きますと名前を拘泥するということは何かという気がしてなりません。それはやはり実体を加味して考えて頂かなければならないと思ひます。

○三好始君 今のお答えは、結局たとえ軍と名前が附いても近代戦争を遂行する能力に達しない場合は憲法第九條第二項に言う戦力としては問題にならない、こういうやうに受取つたのですか、それで差支えないですか。
○政府委員(佐藤達夫君) 形式論としてはそうなると思ひます。
○三好始君 そこまではつきりすると更に戦力の問題でお尋ねする必要もな間との関係もありますから、今日はこれで打ち切ります。

○成瀬權治君 私も法務総裁は大変お疲れのやうですから、一点だけお尋ねしたいと思ひます。
と申しますのは、今までの共産革命をすつと緋いてみまして、私は鎌や鋏の革命ではないと思ひます。やはりその中には、暴力革命には必ず武力といふものが附き物だと思ひます。そうしますとまあ今警察予備隊が保安隊として名前が……、十一万が十八万に若干殖えて来るだらうと思ひますが、今そ

のうちの一万というやうなものが固まつて武力増起をしたというやうなことが考えられると思ひます。例えばそれは二・二六におけるごとく、或いは五・一五におけるやうなことを考えられると思ひます。私は逆にそういう面も非常に危惧しておるものでございませぬ。そういうものに対して法務総裁はどういうやうなふうにご考慮しておられますか。それに対してはどういうやうな方全な措置をとつておられるかという点をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は誠に適切な御質問であると思ひます。これについては十分考慮を拂うべき必要があるのじやないか。要は通常の言葉で言へばいわゆるバック・ボーンを入れる、これについては、私はその統率の任に当られるいわゆる統率者、現在も立派な人がやつておられる。林敬三君などという人は本當に心魂を傾けてやつておられる。そういう立派な統率者をしてこれらの指導の任に当らせることと、もう一つは、これは今度の保安隊で最も總理が重点を置くことを要望しておるのであります。が、いわゆる教育、これに重点を置いて、しつかりした考え方を持たせなければいかんのだじやないかと考えておられます。それにつきましては政府のほうでも相当考慮を拂つておられます。どうか各位におかれま

せられましてもそれらの点について将来御意見がありましたら十分に私は申出で頂きたいと、こう考えておられます。
○成瀬權治君 私も實際飼犬に手を噛まれるといふ結果が出て来ると思ひます。それを私は一番心配する一人であ

ります。そこで私は今までの警察予備隊の訓練とか、これは大橋國務総裁のほうで私は本當だと思ひますけれども、情操教育といふか、いわゆる教育と、今までは訓練が主のやうに承つておるわけですが、いろいろな訓練と申しますか、一日の日課の時間などを承つておられますか、そういう面について警察予備隊のほうもあなたが知つておられるならば伺いたいと思ひます。が、警官についても同じやうなことが言える、そういうやうなことになるのか、その点が承りたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 實は私は現在の教育の仕方について自分でこれは関與しておりませぬから、はつきり申上げますと實際のことは承つておりませぬ。併し總理初めこれは非常に心配しております。それで今申されましたやうに、ただ普通のいわゆる訓練だけではなくて、精神的な或いは情操教育、そういう面について十分な考慮を拂わなくちやいかん。差当りの問題として学校において立派な教育がほし

い。教官と申しまして、普通の訓練ではなしに、いわゆる人間としての教育、これのあり方が必要だからその面において立派な指導者を物色しなければならぬといふことで折角考慮中であるやうであります。近く保安庁が充足いたしますと、それについて最も重点を置いて、そしてここにいよいよ幹部教育した者を、これを部隊で教育の任に当らせるといふことで、着々その準備に取りかかつておるやうな次第であります。

を疑問に思ふかと申しますと、久里浜におけるところの幹部養成の人たちに教科書の問題を申しましたら、それは向うの顧問将校のやうな人が来てやつておると、従つて使われておる教科書はすべて英語であるといふやうなもので、提出はできないといふ話だつた。そこで今あなたの御答弁によりまして、非常に情操教育といふやうな点について力を注いでおられると言われま

すが、私は實情はそれとは違つて遙かに別なことを実はやつておるのじやないかと思ひます。と申しますことは、例えば兵器の取扱ひであるとか、部隊の近代戦におけるところの指揮の仕方であるとか、そういうやうなことに私はあると思つたのです。これでは私は大変なことになつてしまつたといふ点を非常に危惧しておるから、まあそういう点について非常に心配をして、私は、あなたも今申されたやうな意見です、ね、一つ閣内において努力して頂きたいという点を要望申し上げます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 誠に御適切な、我々も實は心配しておるのです。そこでこれまでは主としてアメリカの指導者が来て、その下に訓練をしておつた実情であつたやうであります。併し今後におきましては、絶対にこの日本人の手によつてしつかりした教育を施さなければならぬといふことに相成りまして、恐らく近くやうな方面で全面的にあなたの今御説明になつたやうな方針で行くことと私は確信を持つております。十分今後注意をして行くやうに私は總理にもお話ししまして、参考のために申上げます。誠にいい私は御注意だと承ります。

から最後に確認されました点を法務總裁から直接確認して頂いておくのが適当だろうと思いますが、法務總裁の御意見として承りたいのですが、即ち形式論としてであるがという前提の上で立つておられましたか、軍と名付けられた実力部隊を持つておる、それが近代戦を遂行するに足る能力に達しない限りは憲法上の問題は起らない、という考え方を法務總裁お聞きになつておつて、そのまま認めになつたよ

うな印象を受けたのでありますが、そう了解して差支えありませんでしょうか。
○國務大臣(木村篤太郎君) 形式論としてはまさにその通りであるかと私は考えております。

○委員長(河井彌八君) それではまだ若干質疑が残つておるかも知れませんが、大体の質疑はこの辺で終了したものと認めてよろしうございますか。
○三好始君 どういう意味でしょうか。

○委員長(河井彌八君) 各案についてですね、大体如何でしょうかということ。
○三好始君 保安庁については実は法文の問題、大橋國務大臣にお尋ねしなければいけない問題が相当残つておりますから、大橋國務大臣の出席せられた際に質疑をさして頂きたいと思ひます。保安庁以外は大體私のはうは差支えありません。

○栗栖越夫君 丁度長官がおいでになりますから、法制局にもよつとお尋ねしておきます。よろしうございますか。
○委員長(河井彌八君) 議題は法制局に行つておりませんが、御自由に願います。

○栗栖越夫君 法制局の中をです、意見部と第一部、第二部と、こういうようにしたほうがよろしうございますか、或いは第一部、第二部、第三部としたほうがよろしうございますか、いずれがいいでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは法務庁から法務府になりますときに一応その点非常の研究したものでありまして、両論あつたんです。私のところで今高辻局長これは意見のほうを専門にやつておつたのです。それを意見専門というのを置かないで、皆平等に法律の立案審査に當る局でおの／＼その意見のほうの、解釈のほうの仕事もやつたらどうか、どちらがいいだろうとさ

んさん議論しました。私はそのときの考えとしては、どうも立案審査に當つた者が解釈に當りますと、自分で立案審査をしておる法律の多少弱点に當るような質問が出たときの態度が一体公平に行くものだろうか、どうだろうかというところが一つ念頭にありました。意見部というものは独立したほうがいいだろうということ、今そういうふうになつておりますが、そこで今度改革に當りまして、従来の状況から見て正しかつたのではないかという気持を持つております。

それからもう一つは、国会のほうへ、まあ国会が御承知の通り殆んど一年中開かれております。立案審査のほうの仕事は、法案が遅れる／＼というお叱りがありますけれども、実は国会が始まりました、この立案審査の解釈というものは、やはりお台所のほうに残つてやらなければならん仕事がたくさんあるのです。従いまして自分の立案審査した案件についての御質疑が

ありますければ、その局長は役所の業務を棄てこちらに伺いますけれども、只今の戦力問題であるとか、その他の憲法問題等につきましては、そういう人をここに引つこぬいて、政府委員としてお答えさせる余裕は実はないのでございます。そういうときは意見局長という者がおりますと、意見局長は立案審査のほうはやつておられますが、普段そういうことばかりやつておられますから、その点のやり繰りはつく、ですから、その点のやり繰りはつく、名前を出したほうがいいじゃないか、これは一部、二部、三部にしておいて頂いて事務分掌をきめることは勿論当然でございますけれども、そういうふうなことは結果においては同じでありますけれども、そういう形式からむしろはつきりしたほうがいいということ、意見部というものを挙げたわけでありませぬ。

○栗栖越夫君 それからも一つ伺いたのですが、昔も次長という者があつたのですが、ここでは成るべく次長は認めないで簡素にやつて行こうということですから、法制局の今後のあり方、その他を見ますと、次長が必要なかどうか、一つ腹藏のないところの御意見を伺います。

○補見職男君 それに関連して、栗栖さんは昔も次長があつたけれども、今のは昔も次長があつたけれども、私結論を聞きたいのです。昔は次長がなかつたんだからという点を註釈を加えまして御返答を頂きたい。
○政府委員(佐藤達夫君) 補見さん昔を御承知だからどうもお答えがしにくいのでありますが、これは次長は昔あつてなくなつたのではありませんの

で、昔なくてあとにできたわけでは、ここにお答え願うところがあると思うのであります。この今私は、実は法務總裁が法制局長官だと考へておられます。私は次長と考へてやつておるわけでありませぬ。法制意見局長などはだめだということ、是非法務總裁に出て来いというふうな言われませぬけれども、普通の局長が出て参りますより私が出て参つたほうが先ず通りがいいように多年の経験で私考へておられます。そういう点がございまして、要するに今までの形式から申しますと、そういう頂いたほうが有難いのではないかと

いうふうなことであります。
○補見職男君 という意味はどういう意味ですか、法制局長は依然として法制局長として今度できるわけですね。だから佐藤さんなら佐藤さんが法制局長としてお残りになる場合は、やはり法制局長としての権限は依然として認めるわけです。ただ次長という者が要らないのじやないかということが問題点なんです。昔のことですと、まあえらい方が、大體三長官の一人として法制局長がおられて、その下には次長という者がなくて、部長制度が運営されておつたというその昔の状態に戻ると、一方では法律が非常に多い、一方では最近の何はあつたのですが、併しこれはだん／＼議員立法が多くなつて来る、従つてそのために国会の両院における法制局というものが充実にしておる。それから占領から独立への切換で経過的な法律が多いけれども、その法律も漸次やはり昔の平常の状態に戻るだろうし、又方法としては議員立法が多くなつて来るということになると、大體昔と同じような次長の

ない状態に戻つても大した支障はないじやないか、これはあればあるに越したことはないけれども、この委員会としてはできるだけ次長というよりなものは今回の機構改革においては成るべく認めたくないと、こういう趣旨です。その点をもう少し明らかにして頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もなような点も伺われますけれども、結局今のお言葉にもありましたように、国会関係という方面の仕事は、これは御承知の、私は法制局に初めて入りまして、昭和七年でありましたか、そのときはたしか三十七件ぐらいの法律しかなかつた。非常に昔は国会に御厄介になることが少なかつた。最近における政府案の激増は御承知の通りで申すまでもございませぬ。そこで先ほど来触れましたように、政府委員としての仕事というのを相当これは頭に置きました人員を考えなければならぬということが一つあるわけでございます。議員立法が勿論殖えて行くことは望ましいことでもございませぬし、又その方向を辿つておるわけでありませぬけれども、御承知のように、行政機構改革に關連しても問題になりましたように、法律が一体多過ぎるじやないかというふうな面、むしろ今まで積り積つた法律の塵を整理して行かなかければならん仕事は大変な仕事だと私は考へておられます。殊に占領中にできた法律は難読で読めやしないじやないかというお叱りもしよつちゆう受けて、心苦しう思つておつた、そういう形の面から直さなければならぬ面が相当ありはしないかということから考へますれば、国会の答弁という我々の仕事は

ない状態に戻つても大した支障はないじやないか、これはあればあるに越したことはないけれども、この委員会としてはできるだけ次長というよりなものは今回の機構改革においては成るべく認めたくないと、こういう趣旨です。その点をもう少し明らかにして頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もなような点も伺われますけれども、結局今のお言葉にもありましたように、国会関係という方面の仕事は、これは御承知の、私は法制局に初めて入りまして、昭和七年でありましたか、そのときはたしか三十七件ぐらいの法律しかなかつた。非常に昔は国会に御厄介になることが少なかつた。最近における政府案の激増は御承知の通りで申すまでもございませぬ。そこで先ほど来触れましたように、政府委員としての仕事というのを相当これは頭に置きました人員を考えなければならぬということが一つあるわけでございます。議員立法が勿論殖えて行くことは望ましいことでもございませぬし、又その方向を辿つておるわけでありませぬけれども、御承知のように、行政機構改革に關連しても問題になりましたように、法律が一体多過ぎるじやないかというふうな面、むしろ今まで積り積つた法律の塵を整理して行かなかければならん仕事は大変な仕事だと私は考へておられます。殊に占領中にできた法律は難読で読めやしないじやないかというお叱りもしよつちゆう受けて、心苦しう思つておつた、そういう形の面から直さなければならぬ面が相当ありはしないかということから考へますれば、国会の答弁という我々の仕事は

ない状態に戻つても大した支障はないじやないか、これはあればあるに越したことはないけれども、この委員会としてはできるだけ次長というよりなものは今回の機構改革においては成るべく認めたくないと、こういう趣旨です。その点をもう少し明らかにして頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もなような点も伺われますけれども、結局今のお言葉にもありましたように、国会関係という方面の仕事は、これは御承知の、私は法制局に初めて入りまして、昭和七年でありましたか、そのときはたしか三十七件ぐらいの法律しかなかつた。非常に昔は国会に御厄介になることが少なかつた。最近における政府案の激増は御承知の通りで申すまでもございませぬ。そこで先ほど来触れましたように、政府委員としての仕事というのを相当これは頭に置きました人員を考えなければならぬということが一つあるわけでございます。議員立法が勿論殖えて行くことは望ましいことでもございませぬし、又その方向を辿つておるわけでありませぬけれども、御承知のように、行政機構改革に關連しても問題になりましたように、法律が一体多過ぎるじやないかというふうな面、むしろ今まで積り積つた法律の塵を整理して行かなかければならん仕事は大変な仕事だと私は考へておられます。殊に占領中にできた法律は難読で読めやしないじやないかというお叱りもしよつちゆう受けて、心苦しう思つておつた、そういう形の面から直さなければならぬ面が相当ありはしないかということから考へますれば、国会の答弁という我々の仕事は

相当に負担が多いというように考えるわけでございます。

○竹下豊次君 あなたが次長のおつもりです。あなたがおっしゃるのですね。それは謙遜されたお言葉ですけれども、それは併し法務総裁のほうは法律がわからないから、むしろ次長がおいでになる必要があるでしょうけれども、あなたのようなわかつた長官があり、その次におなりになる人でも、その次の人でもしつかりした人がおなりにならばいいのです。ちよつと場合が逆なことにやないかというふうな気がするのですが、ただ問題は、その理由よりも、仕事の量というのを考えてみて、長官の下に三部長があつて、それだけで足りないかどうかという問題だけだろうと思ひます。ただ昔と比較するといふと大分仕事の量が殖えておる。殊に戦争の後は大変殖えましたが、これからは今までのように法案が多くはなからうと思つて行くかまわりません。將來だん／＼殖えて行くという場合があるといふことは、それはあつたことであらう。現在の状態はこうだ、私はむしろ落着いて、減つて行くんじやないかといふような見通しをつけておるわけですが、そうすればこの際は次長はなくても間に合うだらう、しつかりした三部長をおつけになりますれば大体、全体がやはりできるだけ人を節約して行くといふ時代でもありませんので、それでどういふ次長は抜かしたらどうだらう、法制局だけの問題でなくして、全体を通じてそんな意見がこの間に出ておるわけなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど触れました昭和七年における三十七の法案をやつた当時におきましても、法律、勅令でございます。当時の法律、勅令の立案審査のために法制局に当時三部長あつて、金森さんとか樋貝さんとかというの部長で、ああいうえらい人が三人おつて、三つの部でやつておつた。あのときですら、その点から申しますと、法制意見の仕事、法律の解釈のほうの仕事といふのは当時ありませんで、法律にはつきり出て参りましたのが、法務庁ができましたからそれが殖えたわけですね。その仕事が増えた。従いましてそれを差引いて、あと残り二部といふものが、昔三十七から今の二部になつたといふふうにお考え願つて結構なんです。従いましてその点から申しますと、仮に次長の問題を別にして考えますと、四部頂いて、とにかく長官のほかに責任者を四人頂きたいといふことが実は根本なんです。その仕事の分量等から申しまして、そこで四人の責任者を頂きたいのです。が、やはり先ほど述べましたようなことが、長官の代理者といふ者を相当とやら名前を別にしたものにして置くことが、今までの経験から言つて適當であらうといふことで、実はそのうちの四人必要な中の一人を次長にして頂いて、そうしてその次長にむしろ局長の一人分の仕事を併せてやつてもらいたい、こういふような考え方から実は出ておるのでございまして、これは仕事の分量のほうから申しまして、是非さやうなことにお願いしないことには職責が盡せないといふふうにお考えを頂きます。

○成瀬權治君 先ほど憲法の第九條の問題でいろいろ論議されたわけですが、ね、そうではなくて、ひつくるめて、日本憲法の制定当時、今の解釈じやない、制定当時といふものは、例えば外敵が侵入して来ても、それに対して戦うといふような、そうした私はすべて前においてあの当時をやはり作られたものだ、あの当時をいふように解釈しておるのです。これはどうでございましょう。

○政府委員(佐藤達夫君) その点は私當時つと議会で金森さんのお供をしてすべての質疑応答をお聞きしておるのでございすけれども、この第一項は、今の侵略戦争を禁止しておる。従つて第一項からは自衛権といふものは決して放棄されておらない。従つて自衛戦争もできるような形になつておる。ところが二項に参りまして、今の戦力及び交戦権を否定して自衛の戦争の形ができない。自衛戦争ができないといふような筋で、事実上自衛戦争ができないといふような筋で、事実に答えておつたわけですね。従いまして今の外敵侵入した場合について云々といふことはおつしやる通り出ておる。その具体的な御質疑も出ておる。ませんけれども、正面の説明としては、そういう筋の御説明を申上げておられるわけでありませぬ。

○成瀬權治君 実は私も制定当時はその解釈だつた。併しいろいろ／＼なものが交つて来るといふことも私は認めますけれども、併しこのことが交つて来るといふことは、私はやはり憲法の基本的なものが交つて来たといふ、例えば改定の今月号に憲法の変質といふような、変質ではなくて、変質といふような言葉で表現されておりました。が、実は私はやはり変質したのだといふふうの見方のほうが私は正しいと思ふ。そういう、これは私はほかのことならいざ知らずですよ。とにかく憲法でいろいろ／＼なところが交つたのですけれども、これは私は一番大きなやがはり方だと思ふ。こういうものが時勢に交つたからと言つて、あえて時勢に便乗したようなことをやつて行くといふことは私はやはり面白くない。若しそうだとするならば、私は正々堂々として憲法の改正なら改正という方向に私は行くべきだと思ふ。それを何か言葉の上においてこれこれとごまかして行くといふことですね、ごまかすといふと表現が悪いかも知れませんが、これも、やはり私はごまかしたと思ふのです。ですから私はやはり今の憲法はそういう建前から言つて、若し憲法を改正して云々といふなら、これは私は議論は別だと思ふ。そうでない限りにおいてはやはりこの問題については、どうしても私は自衛のための交戦権といふものは如何なる場合でも私は否定されたものだと思ふ。それを今度のように、外敵の侵入と戦うという使命が保安隊にはあるのだといふことをやつて来るといふのは、私は何と申すのですか、少し時局便乗の解釈のようには思つておるのです。これは私の意見なんですけれども、これをあなたと討論をどういふことか、これをあなたと討論をどういふことか、これは万々御認識を

○政府委員(佐藤達夫君) 結局いづれの場合においても戦力は否定しておるし、自衛のためといへども九條の二項は戦力を否定し、且つ交戦権を否定しておるということだけは万々御認識を頂きたいと思ひます。それは我々確信しております。それからもう一つ裏から申しますと、当時の憲法の制定の御審議の際に、では国内で非常な大きな内乱とか暴動が起つた場合にどうするのだといふ質問が二度ばかり出ておる。これはもう警察力で抑えて行くよりはかありませぬと言つて、当時から内乱、暴動に対する措置はどうするか、警察力で抑えるといふことをお答えしておるのでありますから、その趣旨からこの法案は外れてはいないといふふうにお考えを頂きます。

○成瀬權治君 それなら私は承しました。それからもう一点お尋ねしたいのは、建設省設置法の一部を改正する法律の中に実は測量審議会といふものがございまして、私は法的な意見だけお聞きしたいのです。実はそれが昭和二十七年の三月三十一日で廃止ということになつておるのです。それをただ二十七年を二十八年に改める、こういうことだけでやつて行つて、私は法律の手續上こういうことがいかに悪いことかといふことについての御意見を承りたいと思つておるのです。

○政府委員(林修三君) ちよつと今私ここに條文を持つておりましたが、建設省多少の覚えでございまして、建設省設置法は私が見ておりますので、大体のこと覚えておりますが、おつしやる通り測量審議会につきまして建設省設置法には昭和二十七年三月三十一日まで置くといふようなことになつておりましたのを、今度は二十八年三月三十一日まで延ばしておられます。これは勿論期限が切れて一応なくなつたものを延ばすといふことは、おつしやる通り確かにおかしいわけではございませぬ。

が、ただお考え願えませんことにはいけませんと思ひますことは、その測量審議会というものは測量法という別の法律がございまして、これで測量審議会というものをつきり定めておるわけでありませう。建設省設置法のほうは一応何と申しますか、俗な言葉で展覧会のようにそれを列べてあるほうの実は條文でございませう。それで実は法律の問題までなるわけでございますが、当然測量審議会を二十七年の三月三十一日まで置くという趣旨を規定いたしました當時において測量法のほうも当然に直すべきであつたと思ひますが、どうもそのほうの改正がその當時行われませんでした。その關係でやはり元の測量審議会は当然残つておると見ざるを得ないわけでございます。今度いろ／＼の事情で更に一年間の測量審議会を置くということになりましたのですが、その機会に今度はそういう点をつきりさせまして、建設省設置法の附則で測量法も改正いたしました。来年からは測量審議会も廃止するということをはつきりいたしました。そういう手当をいたしたわけでございます。そういう意味で御了承願ひたいと思ひます。

○成瀬權治君 私はおとに問題が残らなければいいと思ひます。併しこれよりかも何か手続上あとで、こういうことが前にあつたのだからこうだということになつてしまつては大変だから、何かいい方法がないか。若しこれを直そうとしまつていい方法があれば何かやつて頂きたい。併し何ともしようがないというならこれよりほかしようがない。その辺どんなものでしょう。

○政府委員(林修三君) それは建設省

設置法の二十七年三月三十一日を二十八年三月三十一日に直しまして、一旦なくなりましたものをそだけ復活したというだけで、測量法のほうで期限が置いてなかつた。従つて今年の三月三十一日を過ぎましても当然には廃止にならなかつた。その点多少測量法とそれを引用いたしました建設省設置法とちよつと矛盾があつたかと思ひますが、もと／＼どちらかといへば測量法のほうで審議会は残つておる。今度その点を合せまして、審議会は来年の三月三十一日に測量法のほうでそれを引つ張つた。建設省設置法のほうではここではつきり打切ることとしたので、技術的には現行の法律を元にしたしまして、立法技術的にはこれ以外には方法がないのではないかと考へております。

○楠見義男君 さつき質疑を打切るといふ御発言がありました。私はそれについてあえて反対というのではなしに、むしろ賛成のほうなんです。ただいろいろ整理をして行く場合に、日附の点で一分か二分くらいで簡単な質疑をしたいような場合も出て来ると思ひますが……。

○委員長(河井彌八君) 楠見君にお答え申上げますが、さつき申しましたのは余り簡單明瞭過ぎたかも知れませんが、ですが、もう時もだん／＼迫つて参りましたから、できるだけ早く各案について審査を進めたいと思ひます。それでその場合にはできるだけそれだけ結論を得て行きたいと思ひます。その場合に、これはかねて一番初めからお話があつたと思ひますが、その際必要な点について若干の質疑をするということをやりますというお申

合せであつたと思ひますから、私は少し簡單過ぎたのでありますが、そういう意味を附けまして取扱いたと思ひます。速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。それでは委員会はこれで散会いたします。

午後九時十九分散会

昭和二十七年九月二十四日印刷

昭和二十七年九月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局